

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月3日提出
【発行者名】	S O M P Oアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 力
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	布施 雅子
【電話番号】	03-5290-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2065
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド２０６５

（以下、「当ファンド」といいます。）

ただし、愛称として「ハッピーボヤージュ２０６５」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日^１の翌営業日の基準価額^２とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

１日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

< 取得申込不可日 >

- ・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日
- ・ニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日

２基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

S O M P Oアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間 2026年8月4日から2027年2月1日までです。

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

■委託会社の照会先

S O M P Oアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「S」AMラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「S」AMスモールキャップ・マザーファンド、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」、「SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」および「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」（以下それぞれ「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）の受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託を主要投資対象として信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人資産運用業協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
一般	年2回	日本 北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

大型株 中小型株	年4回 年6回 （隔月）	欧州 アジア オセアニア		
債券 一般 公債 社債	年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング		
その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信				
その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券）））				
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

（注3）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<当ファンドの属性区分の定義>

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、債券）））	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、株式および債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

ファンドの目的

国内外の株式や債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 当初設定時は、原則として以下の基準資産配分比率に基づき、国内外の株式や債券へ分散投資を行います。

● 当初設定時の基準資産配分比率は以下の通りです。



2 設定後は、ターゲットイヤーに向けて徐々に株式の投資割合を減少させ、債券の投資割合を増加させることにより、リスクを低減していきます。

● 当ファンドのターゲットイヤーは2065年です。

● 投資割合の変更によるリスクの低減は、年1回行うことを基本とします。

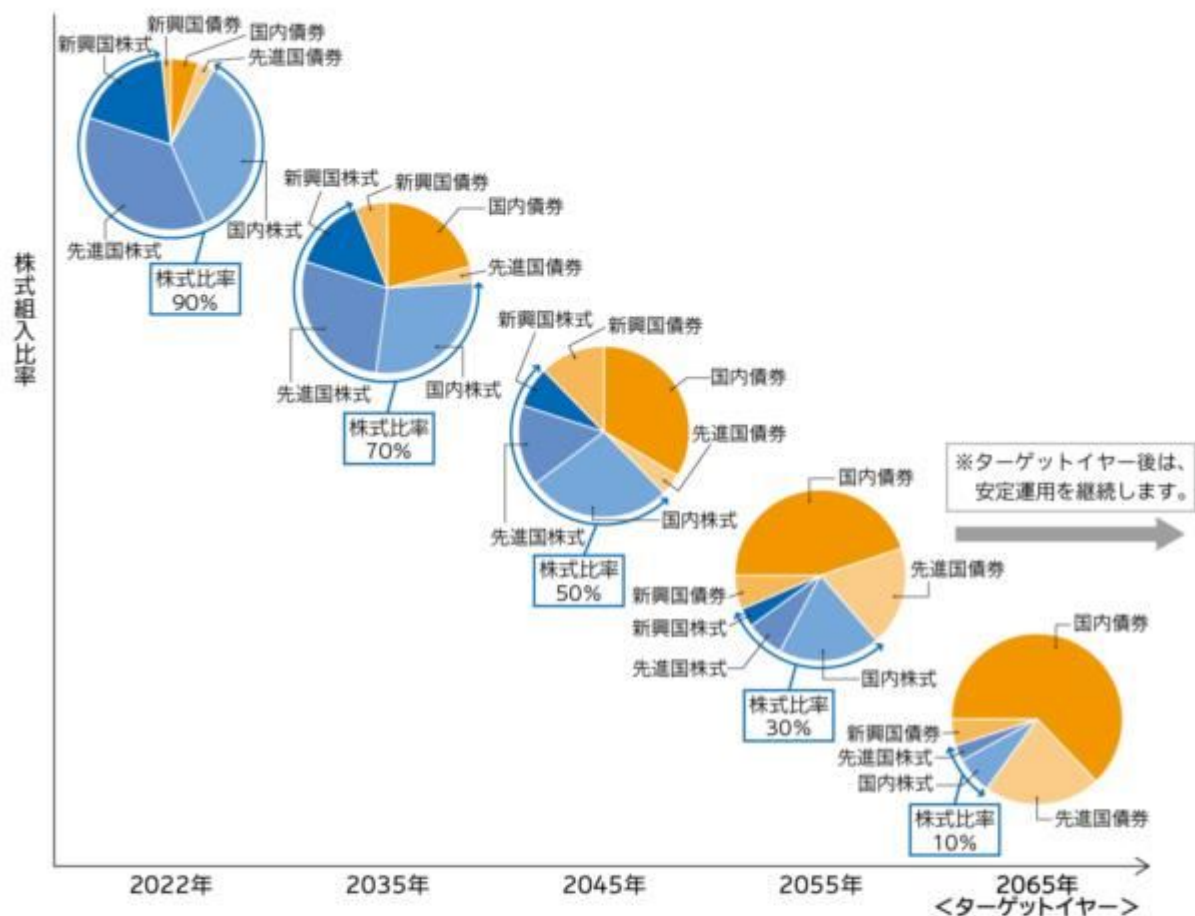
※ただし、設定から4年間は当初設定時の基準資産配分比率を維持します。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065

運用期間中の資産配分比率のイメージ

実際には1年ごとに資産配分比率を変えていきます。

※ただし、設定から4年間は当初設定時の基準資産配分比率を維持します。



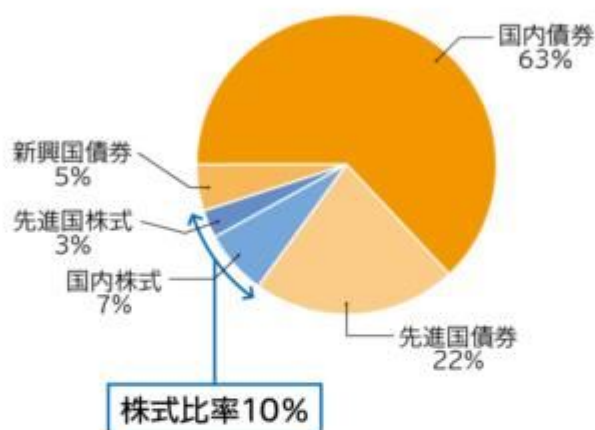
	2022年	→	2035年	→	2045年	→	2055年	→	2065年
国内債券	5%	→	21%	→	34%	→	45%	→	63%
先進国債券	3%	→	3%	→	4%	→	19%	→	22%
国内株式	35%	→	28%	→	27%	→	19%	→	7%
先進国株式	37%	→	28%	→	15%	→	7%	→	3%
新興国株式	18%	→	14%	→	8%	→	4%	→	0%
新興国債券	2%	→	6%	→	12%	→	6%	→	5%
株式組入比率	90%	→	70%	→	50%	→	30%	→	10%

- ・市況動向やファンドの購入・換金の状況等により、上記の基準資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、ポートフォリオの修正（リバランス）を行います。
- ・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率の推移であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。

3

ターゲットイヤー以降は、以下の基準資産配分比率とし、原則として、最大許容損失(フロア)を設定し、下落リスクを低減した運用を継続します。

- ターゲットイヤーである2065年の決算日の翌日から、安定運用を開始します。
- ターゲットイヤー以降の資産配分比率は以下の通りです。



- ・ 上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。
- ・ 実際の基準資産配分と異なることがあります。

<最大許容損失(フロア)について>

- ある期間内の最大許容損失(フロア)をあらかじめ設定しておき、最大許容損失(フロア)を超えないように、リスクのコントロールを行う運用方法です。
- 具体的には、ポートフォリオ全体のリターンが悪化した場合には、組入れ資産を同じ割合で縮小させ、短期金融商品へシフトすることで最大許容損失(フロア)の水準を下回らないよう運営します。

※リスクのコントロールを行った状態で、投資している資産の価格が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。



実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

●ファミリーファンド方式で運用します。

国内外の株式や債券への投資は以下のマザーファンド等を通じて行います。

投資対象資産	投資対象とするマザーファンド等
国内債券	損保ジャパン日本債券マザーファンド
国内株式	S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド S J A M スモールキャップ・マザーファンド
先進国債券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド
先進国株式	S O M P O 外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド
新興国債券	SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド*
新興国株式	エマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託

※エマージング債券の運用指図に関する権限を、コルチェスター・グローバル・インベスターズ(シンガポール)に委託します。
なお、コルチェスター グローバル インベスターズ(シンガポール)は、コルチェスター グローバル インベスターズに運用の一部を再委託します。

- ・ターゲットイヤーに向けて各マザーファンドへの配分比率は変更されます。また、ベビーファンドから直接、株式や債券に投資する場合があります。
- ・一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

コルチェスター・グローバル・インベスターズについて

1999年設立。ロンドンを拠点とする、ソブリン債券(各国の政府または政府関係機関が発行、または保証している債券)と為替の運用に特化した運用会社です。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

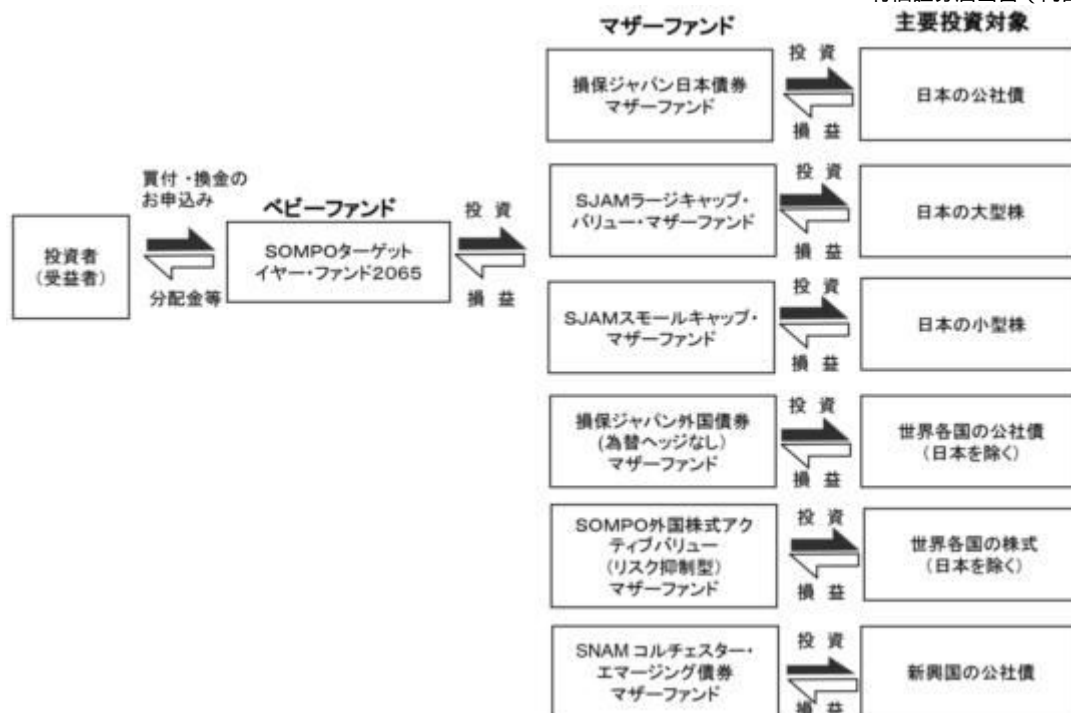
(2) 【ファンドの沿革】

2022年3月18日 信託契約締結、設定、運用開始

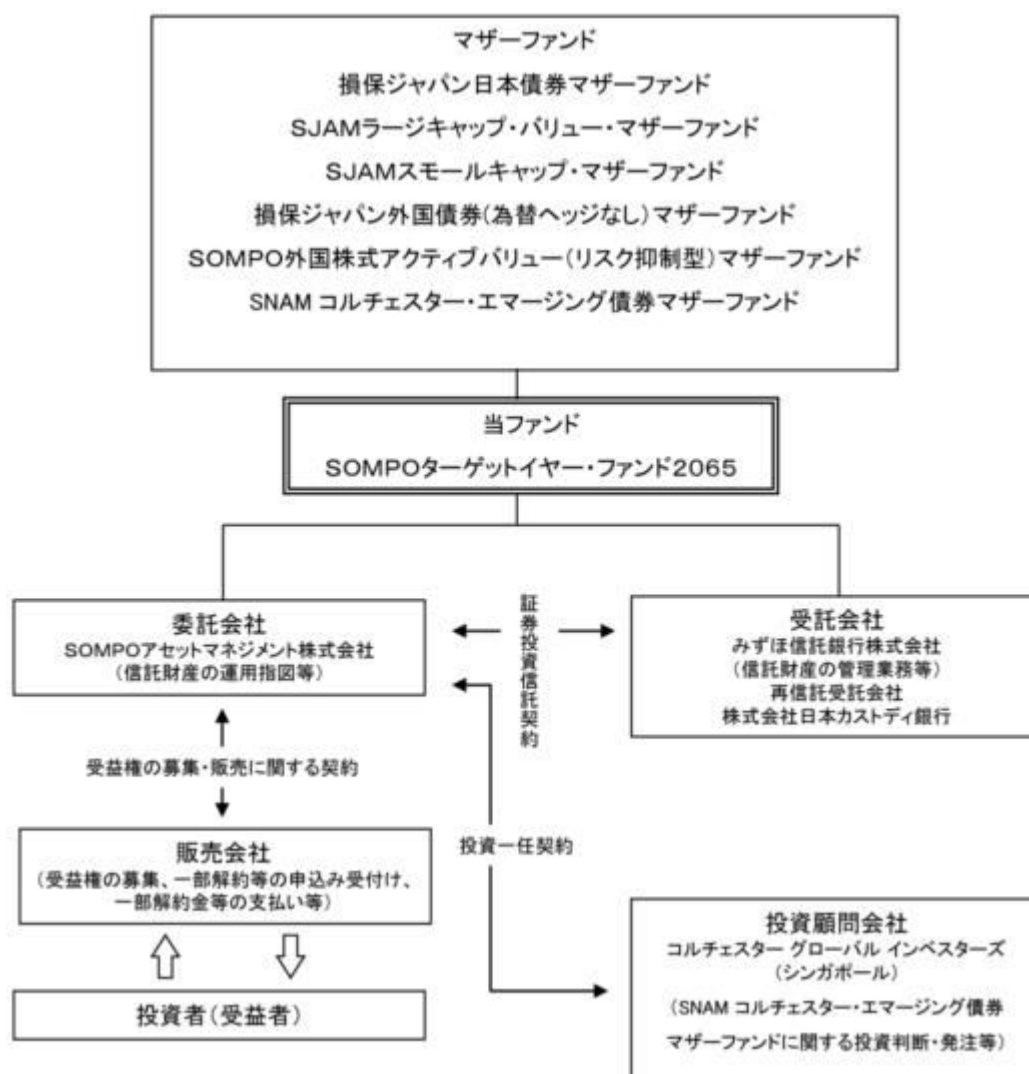
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、エマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする投資信託証券については直接投資を行います。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

() 委託会社または委託者：S O M P Oアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

() 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

() 投資顧問会社：コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）

委託会社との投資一任契約に基づき、「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の投資顧問会社として、公社債の運用指図および為替取引に係る権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。なお、運用の一部につき、運用指図に関する権限をコルチェスター グローバル インベスターズに再委託することがあります。

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円 （2026年5月末現在）

() 委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	S O M P Oアセットマネジメント株式会社に商号変更

() 大株主の状況（2026年5月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
S O M P Oホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

b. 運用方針

投資対象

損保ジャパン日本債券マザーファンド受益証券、S J A Mラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券、S J A Mスモールキャップ・マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド受益証券、S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド受益証券、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- () 損保ジャパン日本債券マザーファンド、S J A Mラージキャップ・バリュー・マザーファンド、S J A Mスモールキャップ・マザーファンド、損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド、S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託への投資を通じて、国内外の株式や債券へ分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

- () 当初設定時は、原則として以下の基準資産配分比率に基づき、ポートフォリオを構築します。

<当初設定時の基準資産配分比率>

国内債券	国内株式	先進国債券	先進国株式	新興国債券	新興国株式
5%	35%	3%	37%	2%	18%

- () 安定運用開始時期に向けて株式への投資割合を漸減し、債券の投資割合を漸増し、原則として、以下の安定運用期間の基準資産配分比率に基づきポートフォリオを構築し、リスクを低減する運用を行います。

<安定運用開始時期>

2065年の決算日の翌日（第45計算期間開始日）

<安定運用期間の基準資産配分比率>

国内債券	国内株式	先進国債券	新興国債券	先進国株式	新興国株式
63%	7%	22%	5%	3%	0%

- () 安定運用開始時期以降は、原則として最大許容損失（フロア）を設定し、下落リスクを低減しつつ、安定した収益の確保を目指します。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

委託会社は、信託金を、主としてS O M P Oアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「S J A Mラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「S J A Mスモールキャップ・マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド」、「S O

MP O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」および「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前記21．の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1．の証券ならびに証書、12．および17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに12．および17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。）

- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

a．委託会社の運用体制と社内規程

（運用体制）

総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

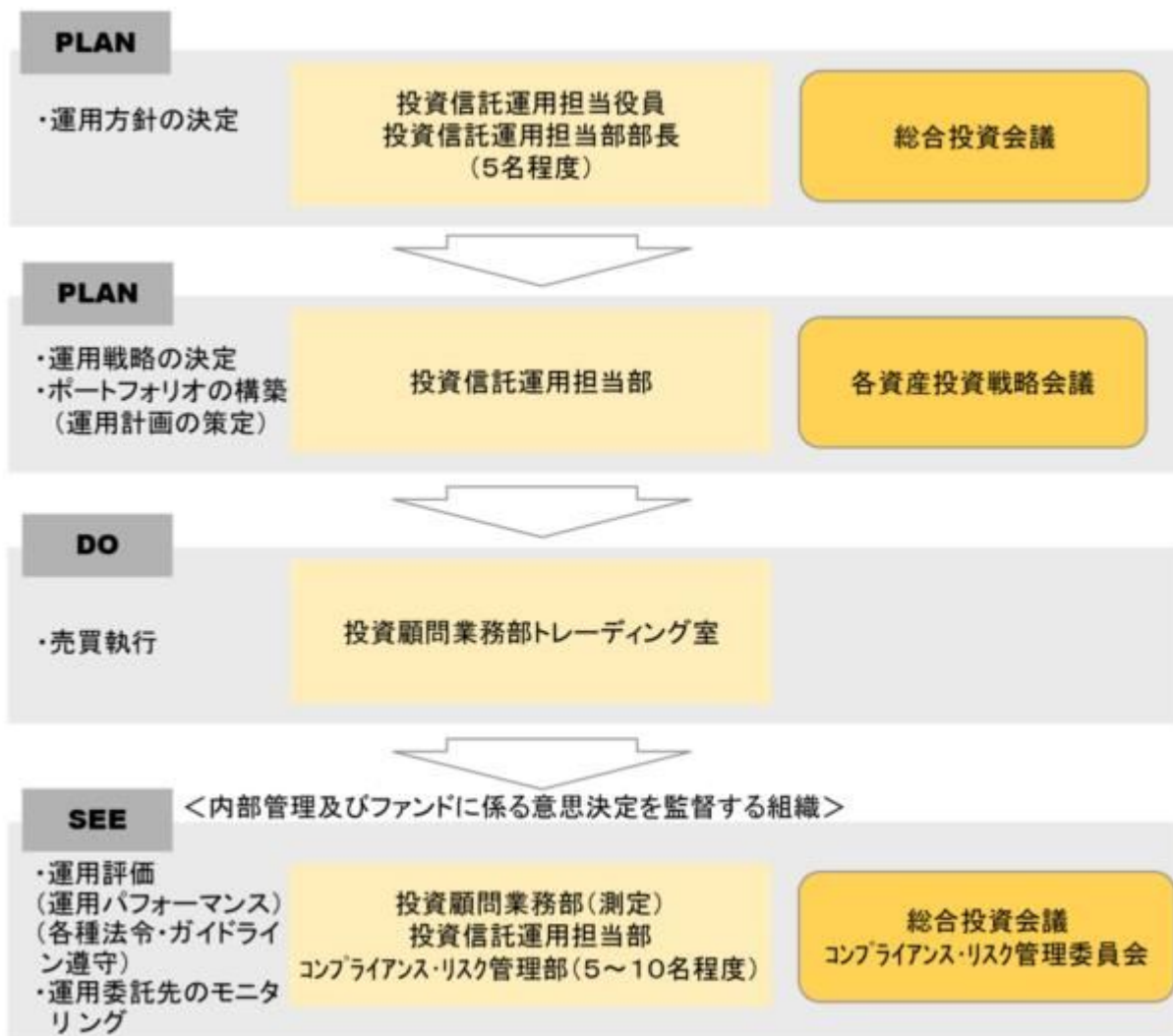
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2026年5月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先の運用体制等

SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用委託先であるコルチェスターでは、運用チームのインベストメントマネージャーが各プロダクトを担当し、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）とともに参加する投資委員会で投資判断を行います。また、コンプライアンス部門によるチェック体制も保持します。



2026年5月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として11月2日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うも

のではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

（５）【投資制限】

a．当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

投資する株式等の範囲

- （ ） 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ） 前記（ ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- （ ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ ） 前記（ ）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ ） 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記（ ）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記（ ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記（ ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- () 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借

入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

21 受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA - B P I 総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。

投資に際しては、内外いずれかの評価機関からB B B 格あるいはB B B 格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力

があると判断した場合には投資を行うことがあります。

運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。

外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第18条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第20条の範囲で行います。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「S J A M ラージキャップ・バリュアー・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

原則としてRussell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Value インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

転換社債、ならびに新株予約権付社債や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含みます。）等に投資する場合があります。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。な

お、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「S J A Mスモールキャップ・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

原則として、Russell/Nomura Small Cap インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスクを軽減しつつ、「Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があ

ります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「損保ジャパン外国債券（ヘッジなし）マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。

投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の

5 %以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5 %以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(参考)「SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

銘柄選定にあたっては、当社が独自に開発した外国株式評価モデルにより算出した投資価値と市場価値とを比較した相対的割安度を測定します。

相対的割安度の高い銘柄を中心に、ベンチマークであるMSCIコクサイ インデックス（配当込み）と比較してリスク水準を抑えたポートフォリオを構築し、中長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5 %以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3 第1 項第7 号

および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの）をいいます。以下同じ。））ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方針

（1）投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

新興国の国債、地方債、政府保証債、政府系機関債、国際機関債等（以下「国債・政府機関債等」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

公社債の運用指図および為替取引に係る権限をColchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.に委託します。なお、Colchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.は、ポートフォリオの決定、アジア以外の地域の為替トレード、リサーチ業務、保有資産の管理業務等に関する権限の一部をColchester Global Investors Limitedに再委託します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（除くBB-格未満・ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。

投資する国債・政府機関債等は、原則として、取得時においてBB-格相当以上の格付を有するものとします。

組入外貨建資産については、為替変動リスクのヘッジおよび投資収益の確保を目的として、為替ヘッジを機動的に行います。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、もしくは為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことができます。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ます。

（３）投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。））なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

資産配分のリスク

ファンドの基準資産配分比率が収益の源泉となる場合もありますが、配分比率が高い資産の価格が下落した場合等には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

価格変動リスク

株式や公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。

また、一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式や公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式や公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が

減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すこと

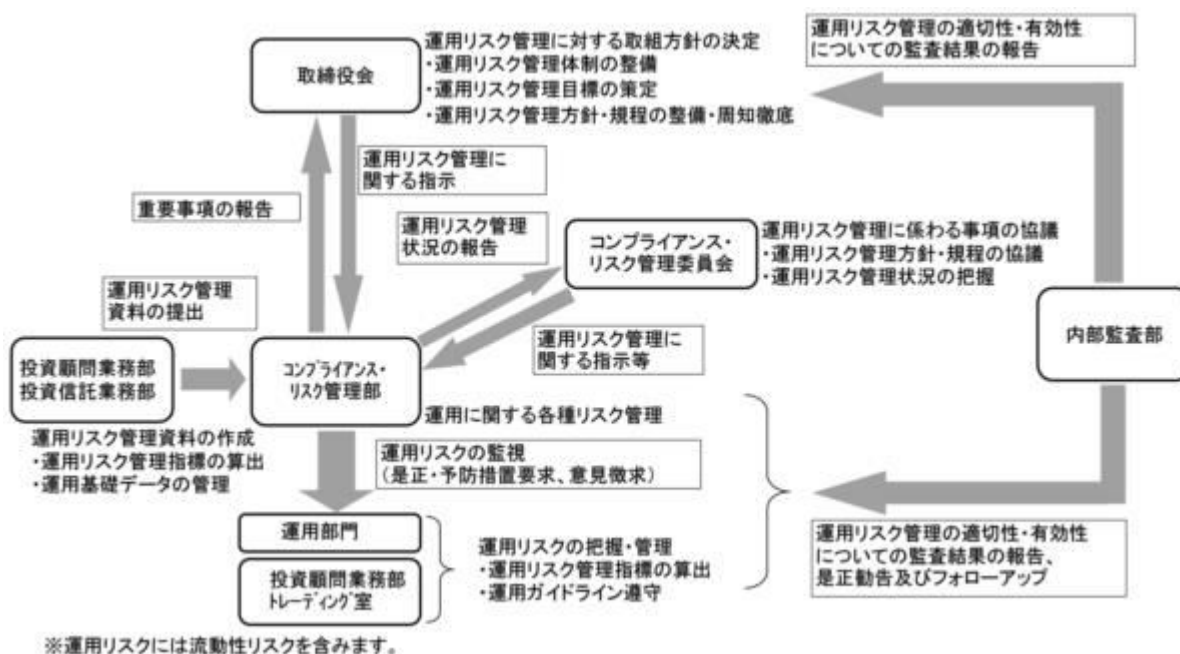
ができるものとします。

< ご換金時 >

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

< リスクの管理体制 >

a．委託会社のリスク管理体制



(注) 上図は、2026年5月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

b．運用委託先のリスク管理体制等

SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用委託先であるコルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）では、統合的なリスク管理機関として、オペレーションチームのチーフ・オペレーティング・オフィサー（COO）を議長とするビジネス・リスク委員会がファンドおよび会社の事業リスクの管理を担っています。また、同社が行った取引については、最良執行規程に基づきレビューが行われます。

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

※データは、設定日より掲載しています。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、
ご留意ください。

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。
- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社J P X 総研又は株式会社J P X 総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料 および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産

の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分も下表のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

期間	信託報酬率 (年率)	内訳(税抜 年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
2065年の決算日まで	1.243% (税抜1.13%)	0.50%	0.60%	0.03%
2065年の決算日の翌日以降	0.803% (税抜0.73%)	0.35%	0.35%	0.03%

信託報酬を対価とする役務の内容

委託会社	ファンドの運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したコルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するSNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.49%を乗じて得た額とします。〔ファンドの運用の対価〕

コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）は、委託会社から委託された「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部をコルチェスター グローバル インベスターズに再委託する場合にコルチェスター グローバル インベスターズが受ける報酬を、前記に基づいてコルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）が受け取る報酬から支払うものとします。その報酬額は前記の率を上限とし、コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）とコルチェスター グローバル インベスターズが締結する当該親投資信託およびその他の委託業務全般を包括した業務委託契約に基づいて支払われます。〔ファンドの運用の対価〕

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

(注1) 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。）。

(注2) 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配

金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

●直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.31%	1.24%	0.07%

※対象期間は2024年11月6日から2025年11月4日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2065

2026年5月29日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	232,743,031	17.86
親投資信託受益証券	日本	1,058,225,352	81.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	—	11,900,501	0.92
純資産総額		1,302,868,884	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

その他資産の投資状況

2026年5月29日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	1,912,180	0.15

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	29,657,975,600	76.83
地方債証券	日本	916,082,111	2.37
特殊債券	日本	405,209,867	1.05
社債券	日本	6,651,825,000	17.23
	フランス	298,995,000	0.77
	イギリス	99,556,000	0.26
		7,050,376,000	18.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	570,762,402	1.48
純資産総額		38,600,405,980	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）S J A Mラージキャップ・バリュール・マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	102,818,525,330	98.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	2,046,637,360	1.95
純資産総額		104,865,162,690	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）S J A Mスモールキャップ・マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	29,241,575,900	97.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	767,375,673	2.56
純資産総額		30,008,951,573	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	11,425,249,137	52.47
	中国	2,197,940,822	10.09
	フランス	1,395,750,442	6.41
	ドイツ	1,094,226,418	5.03
	イギリス	1,092,773,796	5.02
	イタリア	653,595,436	3.00
	カナダ	397,981,296	1.83
	スペイン	388,323,556	1.78

	ベルギー	288,183,591	1.32
	オランダ	234,400,139	1.08
	メキシコ	224,299,571	1.03
	オーストラリア	222,008,774	1.02
	オーストリア	200,111,904	0.92
	ポーランド	180,229,457	0.83
	ポルトガル	109,767,685	0.50
	アイルランド	87,822,149	0.40
	ノルウェー	77,668,020	0.36
	マレーシア	77,537,072	0.36
	シンガポール	69,823,557	0.32
	フィンランド	60,601,786	0.28
	デンマーク	42,401,528	0.19
	スウェーデン	36,909,675	0.17
		20,557,605,811	94.41
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	1,216,963,170	5.59
純資産総額		21,774,568,981	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,988,282,800	68.16
	ドイツ	131,237,006	4.50
	フランス	130,940,050	4.49
	イギリス	99,003,004	3.39
	オーストラリア	71,921,075	2.47
	アイルランド	70,155,843	2.40
	スイス	53,404,063	1.83
	シンガポール	40,515,320	1.39
	オランダ	37,590,202	1.29
	フィンランド	34,723,377	1.19
	スペイン	32,408,572	1.11
	デンマーク	30,521,305	1.05
	スウェーデン	17,122,166	0.59
	カナダ	15,285,325	0.52
	ジャージー	13,275,354	0.46
	ベルギー	9,483,097	0.33
	バミューダ	8,498,165	0.29
	ノルウェー	7,799,368	0.27
		2,792,166,092	95.71
投資証券	アメリカ	14,744,595	0.51

	シンガポール	7,020,690	0.24
		21,765,285	0.75
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	103,248,881	3.54
純資産総額		2,917,180,258	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2026年5月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	559,422,827	15.58
	ブラジル	509,656,819	14.19
	インドネシア	496,524,884	13.83
	マレーシア	495,847,023	13.81
	南アフリカ	454,966,579	12.67
	コロンビア	311,053,918	8.66
	ポーランド	238,840,784	6.65
	インド	159,442,570	4.44
	ペルー	119,709,984	3.33
	ハンガリー	72,525,216	2.02
	トルコ	11,340,754	0.32
		3,429,331,358	95.51
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	161,259,215	4.49
純資産総額		3,590,590,573	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

その他資産の投資状況

2026年5月29日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	2,551,760,327	71.07
	売建	—	2,552,358,760	71.08

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

2026年5月29日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
直物為替先渡取引	買建	—	677,202,473	18.86
	売建	—	481,853,826	13.42

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（注3）直物為替先渡取引の時価は、原則として、価格提供会社の提供する価額で評価しています。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

S O M P Oターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5

2026年5月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	S O M P O外国株式アクティブバ リュウ（リスク抑制型）マザー ファンド	117,414,640	3.5268	414,100,513	4.0090	470,715,291	36.13
2	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	17,475	11,101.60	194,000,480	13,318.62	232,743,031	17.86
3	日本	親投資信託 受益証券	S J A Mラージキャップ・バ リュウ・マザーファンド	36,019,832	5.1332	184,897,877	6.3765	229,680,458	17.63
4	日本	親投資信託 受益証券	S J A Mスモールキャップ・マ ザーファンド	27,790,833	6.5909	183,169,106	8.2435	229,093,731	17.58
5	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファ ンド	54,418,330	1.2904	70,224,351	1.2533	68,202,492	5.23
6	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン外国債券（為替ヘッ ジなし）マザーファンド	16,756,615	2.2350	37,451,679	2.3051	38,625,673	2.96
7	日本	親投資信託 受益証券	S N A M コルチェスター・エ マージング債券マザーファンド	9,354,273	2.2156	20,725,618	2.3420	21,907,707	1.68

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。
（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	17.86
親投資信託受益証券	81.22
合計	99.09

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2026年5月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	利率（％）	償還日	投資 比率 （％）
1	日本	国債証券	第184回利 付国債（5 年）	2,700,000,000	99.68	2,691,380,000	99.60	2,689,281,000	1.8000000	2031/3/20	6.97
2	日本	国債証券	第366回利 付国債（10 年）	2,050,000,000	90.14	1,847,984,500	89.99	1,844,795,000	0.2000000	2032/3/20	4.78
3	日本	国債証券	第179回利 付国債（5 年）	1,650,000,000	98.33	1,622,469,000	97.03	1,601,044,500	1.0000000	2030/6/20	4.15
4	日本	国債証券	第484回利 付国債（2 年）	1,600,000,000	100.04	1,600,672,000	100.06	1,601,040,000	1.4000000	2028/5/1	4.15
5	日本	国債証券	第376回利 付国債（10 年）	1,650,000,000	90.44	1,492,293,000	88.63	1,462,411,500	0.9000000	2034/9/20	3.79
6	日本	国債証券	第381回利 付国債（10 年）	1,350,000,000	98.33	1,327,456,500	95.84	1,293,880,500	2.1000000	2035/12/20	3.35
7	日本	国債証券	第183回利 付国債（20 年）	1,560,000,000	81.74	1,275,284,000	75.68	1,180,748,400	1.4000000	2042/12/20	3.06

8	日本	国債証券	第361回利付国債（10年）	910,000,000	92.89	845,299,000	92.43	841,176,700	0.1000000	2030/12/20	2.18
9	日本	国債証券	第476回利付国債（2年）	800,000,000	99.93	799,440,000	99.64	797,136,000	0.9000000	2027/9/1	2.07
10	日本	国債証券	第177回利付国債（5年）	800,000,000	100.33	802,640,000	98.10	784,832,000	1.1000000	2029/12/20	2.03
11	日本	国債証券	第176回利付国債（20年）	1,030,000,000	70.90	730,353,700	68.48	705,344,000	0.5000000	2041/3/20	1.83
12	日本	国債証券	第181回利付国債（5年）	720,000,000	100.04	720,300,100	97.92	705,052,800	1.3000000	2030/9/20	1.83
13	日本	国債証券	第162回利付国債（5年）	680,000,000	98.05	666,754,400	97.46	662,782,400	0.3000000	2028/9/20	1.72
14	日本	国債証券	第483回利付国債（2年）	600,000,000	100.02	600,138,000	100.09	600,588,000	1.4000000	2028/4/1	1.56
15	日本	国債証券	第183回利付国債（5年）	550,000,000	99.64	548,046,000	98.92	544,109,500	1.6000000	2030/12/20	1.41
16	日本	国債証券	第191回利付国債（20年）	660,000,000	91.25	602,269,800	80.02	528,138,600	2.0000000	2044/12/20	1.37
17	日本	国債証券	第479回利付国債（2年）	500,000,000	99.79	498,965,000	99.62	498,120,000	1.0000000	2027/12/1	1.29
18	日本	国債証券	第172回利付国債（5年）	500,000,000	98.22	491,105,000	96.88	484,415,000	0.5000000	2029/6/20	1.25
19	日本	国債証券	第372回利付国債（10年）	500,000,000	92.98	464,935,000	90.16	450,840,000	0.8000000	2033/9/20	1.17
20	日本	国債証券	第351回利付国債（10年）	430,000,000	97.85	420,780,800	97.42	418,931,800	0.1000000	2028/6/20	1.09
21	日本	国債証券	第377回利付国債（10年）	460,000,000	93.35	429,410,000	90.36	415,660,600	1.2000000	2034/12/20	1.08
22	日本	国債証券	第375回利付国債（10年）	450,000,000	94.90	427,050,000	90.64	407,907,000	1.1000000	2034/6/20	1.06
23	日本	国債証券	第473回利付国債（2年）	400,000,000	100.04	400,160,000	99.68	398,732,000	0.8000000	2027/6/1	1.03
24	日本	国債証券	第368回利付国債（10年）	440,000,000	92.10	405,257,600	88.73	390,412,000	0.2000000	2032/9/20	1.01
25	日本	国債証券	第178回利付国債（5年）	400,000,000	99.77	399,108,000	97.41	389,656,000	1.0000000	2030/3/20	1.01
26	日本	社債券	第36回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順）	400,000,000	97.85	391,432,000	96.06	384,260,000	0.9230000	2029/12/20	1.00
27	日本	国債証券	第195回利付国債（20年）	400,000,000	100.06	400,240,000	95.40	381,636,000	3.2000000	2045/12/20	0.99
28	日本	社債券	第52回鹿島建設株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	400,000,000	100.00	400,000,000	95.24	380,972,000	1.7340000	2032/9/10	0.99
29	日本	国債証券	第83回利付国債（30年）	500,000,000	82.82	414,144,500	71.21	356,080,000	2.2000000	2054/6/20	0.92

30	日本	国債証券	第175回利付国債（20年）	500,000,000	74.93	374,675,000	69.10	345,540,000	0.5000000	2040/12/20	0.90
----	----	------	----------------	-------------	-------	-------------	-------	-------------	-----------	------------	------

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	76.83
地方債証券	2.37
特殊債券	1.05
社債券	18.27
合計	98.52

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

（参考）S J A Mラージキャップ・バリュース・マザーファンド

2026年5月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	3,355,000	1,501.47	5,037,431,850	1,452.50	4,873,137,500	4.65
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,530,300	3,493.86	5,346,653,958	3,042.00	4,655,172,600	4.44
3	日本	株式	京セラ	電気機器	1,285,700	2,653.43	3,411,514,951	3,483.00	4,478,093,100	4.27
4	日本	株式	N T T	情報・通信業	29,711,800	151.35	4,496,880,930	149.50	4,441,914,100	4.24
5	日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	716,200	5,475.37	3,921,459,994	5,474.00	3,920,478,800	3.74
6	日本	株式	三井化学	化学	1,462,300	2,304.07	3,369,241,561	2,181.50	3,190,007,450	3.04
7	日本	株式	デンソー	輸送用機器	1,670,400	2,152.59	3,595,686,336	1,908.00	3,187,123,200	3.04
8	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	1,189,000	2,904.15	3,453,034,350	2,628.50	3,125,286,500	2.98
9	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,011,600	2,937.32	2,971,392,912	2,999.00	3,033,788,400	2.89
10	日本	株式	S U M C O	金属製品	738,400	1,624.30	1,199,383,120	3,994.00	2,949,169,600	2.81
11	日本	株式	オムロン	電気機器	505,400	5,159.55	2,607,636,570	5,744.00	2,903,017,600	2.77
12	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	1,889,900	1,687.48	3,189,168,452	1,523.50	2,879,262,650	2.75
13	日本	株式	J F Eホールディングス	鉄鋼	1,662,500	2,069.67	3,440,826,375	1,700.50	2,827,081,250	2.70
14	日本	株式	N I P P O N E X P R E S Sホールディング	陸運業	501,500	3,674.16	1,842,591,240	5,259.00	2,637,388,500	2.52
15	日本	株式	三井不動産	不動産業	1,700,300	1,673.43	2,845,333,029	1,530.50	2,602,309,150	2.48
16	日本	株式	旭化成	化学	1,421,200	1,735.07	2,465,881,484	1,787.00	2,539,684,400	2.42
17	日本	株式	クボタ	機械	873,800	3,034.31	2,651,380,078	2,842.00	2,483,339,600	2.37
18	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	691,800	3,437.44	2,378,020,992	3,443.00	2,381,867,400	2.27
19	日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	1,297,700	1,836.13	2,382,745,901	1,818.00	2,359,218,600	2.25
20	日本	株式	明治ホールディングス	食料品	621,000	3,857.31	2,395,389,510	3,768.00	2,339,928,000	2.23

21	日本	株式	A G C	ガラス・土石製品	332,000	6,277.60	2,084,163,200	6,938.00	2,303,416,000	2.20
22	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	852,000	2,971.42	2,531,649,840	2,618.50	2,230,962,000	2.13
23	日本	株式	住友林業	建設業	1,701,200	1,414.71	2,406,704,652	1,305.50	2,220,916,600	2.12
24	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	379,700	5,948.17	2,258,520,149	5,819.00	2,209,474,300	2.11
25	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,167,100	2,047.34	2,389,450,514	1,859.50	2,170,222,450	2.07
26	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	608,700	3,739.53	2,276,251,911	3,412.00	2,076,884,400	1.98
27	日本	株式	東北電力	電気・ガス業	2,017,800	1,206.04	2,433,547,512	1,006.50	2,030,915,700	1.94
28	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	217,900	9,997.38	2,178,429,102	9,093.00	1,981,364,700	1.89
29	日本	株式	ダイキン工業	機械	83,100	19,739.93	1,640,388,183	23,285.00	1,934,983,500	1.85
30	日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	563,700	3,043.45	1,715,592,765	3,069.00	1,729,995,300	1.65

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2026年5月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	4.72
		食料品	6.30
		繊維製品	1.36
		パルプ・紙	1.38
		化学	6.85
		医薬品	1.00
		ゴム製品	2.27
		ガラス・土石製品	2.20
		鉄鋼	2.70
		非鉄金属	1.89
		金属製品	2.81
		機械	6.58
		電気機器	9.96
		輸送用機器	12.13
		電気・ガス業	1.94
		陸運業	11.31
		情報・通信業	4.24
		小売業	4.20
		銀行業	11.75
		不動産業	2.48
合計			98.05

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）S J A Mスモールキャップ・マザーファンド

2026年5月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	ジェイテクト	機械	568,000	1,568.54	890,930,720	2,166.00	1,230,288,000	4.10
2	日本	株式	カカクコム	サービス業	337,000	1,975.02	665,581,740	3,340.00	1,125,580,000	3.75
3	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	691,200	971.10	671,224,320	1,458.00	1,007,769,600	3.36
4	日本	株式	セリア	小売業	234,300	3,163.89	741,299,427	3,795.00	889,168,500	2.96
5	日本	株式	日本M&Aセンター ホールディングス	サービス業	1,298,300	761.61	988,798,263	652.00	846,491,600	2.82
6	日本	株式	日揮ホールディングス	建設業	300,400	1,545.23	464,187,092	2,728.50	819,641,400	2.73
7	日本	株式	ケースホールディングス	小売業	389,500	1,585.44	617,528,880	2,096.00	816,392,000	2.72
8	日本	株式	マブチモーター	電気機器	511,100	1,293.41	661,061,851	1,551.50	792,971,650	2.64
9	日本	株式	日本化薬	化学	349,900	1,465.50	512,778,450	2,132.50	746,161,750	2.49
10	日本	株式	トヨタ紡織	輸送用機器	307,100	2,489.56	764,543,876	2,289.00	702,951,900	2.34
11	日本	株式	住友重機械工業	機械	133,800	3,845.56	514,535,928	5,222.00	698,703,600	2.33
12	日本	株式	E I Z O	電気機器	257,000	2,250.46	578,368,220	2,636.00	677,452,000	2.26
13	日本	株式	不二越	機械	108,400	4,141.30	448,916,920	5,800.00	628,720,000	2.10
14	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	309,000	1,539.03	475,560,270	1,994.00	616,146,000	2.05
15	日本	株式	イズミ	小売業	674,000	1,047.77	706,196,980	896.00	603,904,000	2.01
16	日本	株式	エン	サービス業	479,500	1,557.97	747,046,615	1,247.00	597,936,500	1.99
17	日本	株式	日本ライフライン	卸売業	442,900	1,440.26	637,891,154	1,327.00	587,728,300	1.96
18	日本	株式	京成電鉄	陸運業	534,300	1,202.05	642,255,315	1,091.00	582,921,300	1.94
19	日本	株式	サワイグループホールディングス	医薬品	317,700	1,989.86	632,178,522	1,749.00	555,657,300	1.85
20	日本	株式	ベルシステム24 ホールディングス	サービス業	389,300	1,401.43	545,576,699	1,422.00	553,584,600	1.84
21	日本	株式	ニッポン	食料品	202,600	2,337.82	473,642,332	2,662.00	539,321,200	1.80
22	日本	株式	トラスコ中山	卸売業	242,600	2,419.47	586,963,422	2,219.00	538,329,400	1.79
23	日本	株式	ニチコン	電気機器	132,800	1,445.37	191,945,136	3,770.00	500,656,000	1.67
24	日本	株式	東亜合成	化学	280,100	1,582.32	443,207,832	1,759.00	492,695,900	1.64
25	日本	株式	コーセーホールディングス	化学	86,600	5,581.50	483,357,900	5,606.00	485,479,600	1.62
26	日本	株式	カナモト	サービス業	96,200	4,019.16	386,643,192	4,975.00	478,595,000	1.59
27	日本	株式	デンカ	化学	85,000	2,474.79	210,357,150	4,477.00	380,545,000	1.27
28	日本	株式	アルフレッサ ホールディングス	卸売業	166,500	2,321.52	386,533,080	2,235.00	372,127,500	1.24
29	日本	株式	コメリ	小売業	98,800	3,376.92	333,639,696	3,465.00	342,342,000	1.14
30	日本	株式	太陽誘電	電気機器	23,100	3,335.84	77,057,904	14,815.00	342,226,500	1.14

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2026年5月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 （％）
株式	国内	建設業	2.73
		食料品	3.06
		パルプ・紙	4.54

	化学	13.08
	医薬品	3.30
	ガラス・土石製品	0.42
	鉄鋼	0.55
	金属製品	1.03
	機械	8.52
	電気機器	13.53
	輸送用機器	3.50
	精密機器	0.99
	その他製品	0.47
	電気・ガス業	0.80
	陸運業	3.04
	卸売業	7.49
	小売業	10.71
	銀行業	2.99
	サービス業	16.68
合計		97.44

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2026年5月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	利率（％）	償還日	投資 比率 （％）
1	アメリカ	国債証券	Treasury 2.75 280215	45,070,000	15,654.93	7,055,681,055	15,605.27	7,033,298,428	2.7500000	2028/2/15	32.30
2	アメリカ	国債証券	Treasury 4.5 290531	13,740,000	16,329.31	2,243,647,299	16,122.67	2,215,255,145	4.5000000	2029/5/31	10.17
3	フランス	国債証券	FRANCE 3.5 331125	4,780,000	18,700.94	893,905,186	18,760.27	896,741,127	3.5000000	2033/11/25	4.12
4	ドイツ	国債証券	GERMANY 1.9 270916	3,610,000	18,418.43	664,905,457	18,417.47	664,870,739	1.9000000	2027/9/16	3.05
5	イタリア	国債証券	ITALY 2.8 281201	3,215,000	18,614.26	598,448,646	18,612.19	598,381,979	2.8000000	2028/12/1	2.75
6	中国	国債証券	CGB 1.83 350825	17,000,000	2,349.81	399,469,270	2,369.64	402,839,208	1.8300000	2035/8/25	1.85
7	ドイツ	国債証券	GERMANY 2.6 330815	2,010,000	18,328.35	368,399,939	18,314.43	368,120,057	2.6000000	2033/8/15	1.69
8	フランス	国債証券	FRANCE 2.75 271025	1,910,000	18,597.21	355,206,867	18,584.00	354,954,572	2.7500000	2027/10/25	1.63
9	アメリカ	国債証券	Treasury 1.75 410815	2,730,000	10,339.80	282,276,640	10,606.90	289,568,544	1.7500000	2041/8/15	1.33
10	中国	国債証券	CGB 2.18 260815	12,000,000	2,371.74	284,609,884	2,358.22	282,986,780	2.1800000	2026/8/15	1.30
11	中国	国債証券	CGB 2.8 321115	11,000,000	2,540.15	279,416,655	2,537.77	279,155,333	2.8000000	2032/11/15	1.28
12	中国	国債証券	CGB 2.67 331125	9,500,000	2,529.06	240,261,035	2,529.20	240,274,797	2.6700000	2033/11/25	1.10
13	中国	国債証券	CGB 2.04 270225	10,000,000	2,374.73	237,473,729	2,368.06	236,806,772	2.0400000	2027/2/25	1.09
14	アメリカ	国債証券	Treasury 4.125 530815	1,480,000	13,837.04	204,788,257	13,821.47	204,557,889	4.1250000	2053/8/15	0.94
15	オーストリア	国債証券	AUSTRIA 4.15 370315	950,000	20,221.52	192,104,459	20,080.68	190,766,541	4.1500000	2037/3/15	0.88

16	中国	国債証券	CGB 2.8 300325	7,500,000	2,485.43	186,407,580	2,482.62	186,197,164	2.8000000	2030/3/25	0.86
17	アメリカ	国債証券	Treasury 4.625 310531	1,140,000	16,743.91	190,880,683	16,259.02	185,352,886	4.6250000	2031/5/31	0.85
18	ポーランド	国債証券	POLAND 1.75 320425	5,000,000	3,725.16	186,258,261	3,604.58	180,229,457	1.7500000	2032/4/25	0.83
19	スペイン	国債証券	SPAIN 4.7 410730	865,000	20,563.78	177,876,756	20,587.28	178,079,976	4.7000000	2041/7/30	0.82
20	ベルギー	国債証券	BELGIUM 4.25 410328	915,000	19,645.98	179,760,755	19,367.32	177,211,042	4.2500000	2041/3/28	0.81
21	中国	国債証券	CGB 2.6 320901	7,000,000	2,503.17	175,222,163	2,502.54	175,177,848	2.6000000	2032/9/1	0.80
22	イギリス	国債証券	UK GILT 4.25 360307	849,000	20,638.56	175,221,400	20,450.45	173,624,379	4.2500000	2036/3/7	0.80
23	カナダ	国債証券	CANADA 0.5 301201	1,570,000	10,060.61	157,951,703	10,317.43	161,983,780	0.5000000	2030/12/1	0.74
24	アメリカ	国債証券	Treasury 3.0 480215	1,340,000	11,536.47	154,588,749	11,648.54	156,090,501	3.0000000	2048/2/15	0.72
25	イギリス	国債証券	UK GILT 3.75 270307	700,000	21,358.85	149,511,967	21,370.92	149,596,463	3.7500000	2027/3/7	0.69
26	中国	国債証券	CGB 3.0 531015	5,500,000	2,912.03	160,161,658	2,714.55	149,300,319	3.0000000	2053/10/15	0.69
27	中国	国債証券	CGB 2.8 290324	6,000,000	2,462.54	147,752,679	2,454.74	147,284,819	2.8000000	2029/3/24	0.68
28	アメリカ	国債証券	Treasury 1.75 291115	950,000	14,571.73	138,431,460	14,745.44	140,081,707	1.7500000	2029/11/15	0.64
29	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.5 290301	15,000,000	935.35	140,302,840	931.81	139,772,770	8.5000000	2029/3/1	0.64
30	イギリス	国債証券	UK GILT 4.25 390907	680,000	20,142.05	136,965,987	19,661.05	133,695,193	4.2500000	2039/9/7	0.61

- （注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。
- （注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。
- （注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	94.41
合計	94.41

- （注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2026年5月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,130	43,268.01	135,428,898	49,810.96	155,908,333	5.34
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2,460	44,767.86	110,128,959	62,182.82	152,969,739	5.24
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,930	78,769.79	152,025,712	68,057.93	131,351,817	4.50
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	3,340	31,444.00	105,022,983	34,149.30	114,058,687	3.91
5	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,276	53,802.55	68,652,061	51,793.78	66,088,864	2.27

6	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,643	30,476.96	50,073,648	36,787.21	60,441,389	2.07
7	アメリカ	株式	QUALCOMM INCORPORATED	半導体・半導体製造装置	1,430	27,531.62	39,370,222	38,777.99	55,452,530	1.90
8	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	1,300	35,888.11	46,654,543	42,557.13	55,324,269	1.90
9	アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	700	57,979.83	40,585,882	72,490.57	50,743,400	1.74
10	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,590	15,889.70	41,154,323	19,109.26	49,493,002	1.70
11	アメリカ	株式	COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	3,690	11,078.79	40,880,752	12,816.54	47,293,069	1.62
12	アメリカ	株式	UNITED PARCEL SERVICE-CLB	運輸	2,740	15,695.26	43,005,026	17,002.13	46,585,840	1.60
13	アメリカ	株式	ULTA BEAUTY INC	一般消費財・サービス流通・小売り	560	83,886.43	46,976,404	82,906.70	46,427,757	1.59
14	アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用品	3,110	12,692.78	39,474,555	14,609.68	45,436,128	1.56
15	ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・半導体製造装置	2,959	6,514.80	19,277,321	14,873.22	44,009,866	1.51
16	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	837	60,668.93	50,779,899	51,197.66	42,852,443	1.47
17	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	2,210	6,056.81	13,385,572	19,268.65	42,583,732	1.46
18	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORPORATION	ヘルスケア機器・サービス	2,860	12,431.41	35,553,857	14,818.48	42,380,877	1.45
19	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	570	39,526.65	22,530,192	71,674.49	40,854,462	1.40
20	アメリカ	株式	KLA CORP	半導体・半導体製造装置	130	201,302.46	26,169,321	307,244.94	39,941,843	1.37
21	アイルランド	株式	MEDTRONIC INC	ヘルスケア機器・サービス	3,230	14,461.80	46,711,624	12,045.10	38,905,680	1.33
22	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,676	15,827.93	42,355,556	14,176.99	37,937,646	1.30
23	アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	970	51,262.60	49,724,726	38,483.12	37,328,628	1.28
24	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	2,615	10,235.43	26,765,665	14,002.47	36,616,478	1.26
25	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	5,281	5,063.50	26,740,366	6,909.96	36,491,530	1.25
26	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	1,280	39,074.78	50,015,722	28,079.73	35,942,062	1.23
27	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,900	11,638.20	22,112,594	18,910.02	35,929,056	1.23
28	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	820	39,282.18	32,211,394	43,672.85	35,811,745	1.23

29	フィンランド	株式	NESTE OIL OYJ	エネルギー	6,730	3,289.89	22,140,995	5,159.49	34,723,377	1.19
30	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE & CO	銀行	720	49,148.33	35,386,799	47,295.79	34,052,972	1.17

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2026年5月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.40
		素材	5.59
		資本財	4.62
		商業・専門サービス	0.46
		運輸	4.21
		耐久消費財・アパレル	2.12
		メディア・娯楽	6.32
		一般消費財・サービス流通・小売り	6.30
		生活必需品流通・小売り	3.03
		食品・飲料・タバコ	3.53
		家庭用品・パーソナル用品	1.82
		ヘルスケア機器・サービス	3.37
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.46
		銀行	4.23
		金融サービス	3.36
		保険	3.69
		ソフトウェア・サービス	8.30
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.58
		電気通信サービス	1.99
		公益事業	1.13
		半導体・半導体製造装置	13.23
投資証券	—	—	0.75
合計			96.46

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2026年5月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率(%)	償還日	投資 比率 (%)
1	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 8.75 480228	19,191,021	975.78	187,263,744	949.27	182,174,670	8.7500000	2048/2/28	5.07
2	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 290101	5,416,000	3,027.18	163,952,595	3,045.80	164,960,965	10.0000000	2029/1/1	4.59
3	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 8.75 440131	14,285,319	969.40	138,483,073	946.89	135,267,681	8.7500000	2044/1/31	3.77
4	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 310101	4,657,000	2,878.48	134,051,273	2,889.51	134,564,662	10.0000000	2031/1/1	3.75

5	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 2.632 310415	3,412,000	3,872.01	132,113,271	3,872.45	132,128,090	2.6320000	2031/4/15	3.68
6	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.899 271116	2,622,000	4,069.69	106,707,280	4,056.79	106,369,256	3.8990000	2027/11/16	2.96
7	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.25 290515	9,460,000,000	0.96	91,037,952	0.93	88,424,777	8.2500000	2029/5/15	2.46
8	メキシコ	国債証券	MEXICO 7.5 270603	9,348,100	924.83	86,454,115	924.53	86,426,850	7.5000000	2027/6/3	2.41
9	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 330101	3,048,000	2,760.11	84,128,275	2,764.25	84,254,464	10.0000000	2033/1/1	2.35
10	メキシコ	国債証券	MEXICO 7.75 421113	9,784,400	799.66	78,242,050	776.66	75,991,778	7.7500000	2042/11/13	2.12
11	インド	国債証券	INDIA 7.18 370724	43,430,000	170.77	74,168,663	168.29	73,089,865	7.1800000	2037/7/24	2.04
12	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.5 290531	7,721,600	935.63	72,245,903	930.40	71,841,864	8.5000000	2029/5/31	2.00
13	コロンビア	国債証券	COLOMBIA 6.0 280428	1,713,900,000	3.82	65,551,977	3.81	65,341,225	6.0000000	2028/4/28	1.82
14	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.0 530731	8,330,600	801.32	66,755,041	771.32	64,256,011	8.0000000	2053/7/31	1.79
15	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.5 381118	7,487,000	879.10	65,818,510	856.38	64,117,526	8.5000000	2038/11/18	1.79
16	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.0 471107	8,017,700	808.72	64,840,991	779.96	62,535,362	8.0000000	2047/11/7	1.74
17	インドネシア	国債証券	INDONESIA 6.625 340215	6,442,000,000	0.90	58,347,305	0.88	56,834,136	6.6250000	2034/2/15	1.58
18	ポーランド	国債証券	POLAND 6.0 331025	1,240,000	4,663.37	57,825,906	4,519.43	56,041,027	6.0000000	2033/10/25	1.56
19	ポーランド	国債証券	POLAND 2.75 280425	1,290,000	4,260.30	54,957,955	4,252.50	54,857,251	2.7500000	2028/4/25	1.53
20	ペルー	国債証券	PERU 7.6 390812	1,114,000	5,036.00	56,101,072	4,909.04	54,686,763	7.6000000	2039/8/12	1.52
21	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 350101	1,945,000	2,685.58	52,234,708	2,678.32	52,093,460	10.0000000	2035/1/1	1.45
22	インドネシア	国債証券	INDONESIA 6.375 370715	6,005,000,000	0.89	53,481,928	0.85	51,637,821	6.3750000	2037/7/15	1.44
23	インドネシア	国債証券	INDONESIA 7.125 380615	5,664,000,000	0.93	52,704,663	0.90	51,343,160	7.1250000	2038/6/15	1.43
24	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.519 280420	1,262,000	4,046.09	51,061,670	4,038.76	50,969,214	3.5190000	2028/4/20	1.42
25	ポーランド	国債証券	POLAND 1.75 320425	1,407,000	3,710.04	52,200,309	3,604.58	50,716,569	1.7500000	2032/4/25	1.41
26	メキシコ	国債証券	MEXICO 7.75 310529	5,701,800	899.96	51,314,440	889.33	50,708,346	7.7500000	2031/5/29	1.41
27	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.582 320715	1,254,000	4,037.06	50,624,779	4,022.11	50,437,334	3.5820000	2032/7/15	1.40
28	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 9.0 400131	5,104,512	1,003.26	51,211,783	979.73	50,010,520	9.0000000	2040/1/31	1.39
29	インドネシア	国債証券	INDONESIA 6.75 350715	5,490,000,000	0.90	49,772,866	0.88	48,668,850	6.7500000	2035/7/15	1.36
30	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 8.5 370131	4,923,165	987.21	48,602,095	961.89	47,355,617	8.5000000	2037/1/31	1.32

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年5月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	95.51

合計	95.51
----	-------

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S J A M スモールキャップ・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S O M P O 外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5

2026年5月29日現在

種類	通貨	買建 / 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	ドル	買建	12,000.00	1,912,424	1,912,180	0.15

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当銘柄の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S J A M スモールキャップ・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2026年5月29日現在

種類	通貨	買建 / 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	ドル	買建	8,329,657.75	1,329,641,683	1,322,113,663	36.82
	メキシコペソ	買建	40,889,800.00	375,201,744	375,354,819	10.45
	トルコリラ	買建	993,600.00	3,453,157	3,358,765	0.09
	ハンガリーフォリント	買建	245,649,700.00	126,381,408	127,429,798	3.55
	ポーランドズロチ	買建	1,900,800.00	82,949,744	83,383,150	2.32
	タイバーツ	買建	35,041,600.00	171,916,876	171,353,424	4.77
	ランド	買建	16,235,300.00	157,816,980	158,453,436	4.41
	オフショア人民元	買建	13,197,800.00	309,256,984	310,313,272	8.64
	ドル	売建	7,681,957.70	1,226,976,893	1,221,577,060	34.02
	メキシコペソ	売建	79,514,700.00	725,817,534	725,219,165	20.20
	ハンガリーフォリント	売建	116,831,100.00	60,581,404	60,605,663	1.69
	ポーランドズロチ	売建	3,911,000.00	171,103,764	171,565,395	4.78
	ランド	売建	38,446,925.00	372,138,981	373,391,477	10.40

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当銘柄の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

2026年5月29日現在

種類	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
直物為替先渡取引	買建	ブラジルリアル/ドル	1,243,416.42	198,188,143	196,000,990	5.46
		コロンビアペソ/ドル	282,838.77	45,081,671	44,983,195	1.25
		ペルーヌエボソル/ドル	20,337.59	3,241,608	3,242,583	0.09
		フィリピンペソ/ドル	569,425.66	90,760,755	89,928,955	2.50
		インドネシアルピア/ドル	642,590.78	102,422,544	102,255,315	2.85
		ウォン/ドル	709,607.29	113,104,305	112,978,936	3.15
		インディアンルピー/ドル	803,066.81	128,000,818	127,812,496	3.56
	売建	ブラジルリアル/ドル	990,218.08	157,830,859	157,791,452	4.39
		コロンビアペソ/ドル	967,644.36	154,232,834	157,450,807	4.39
		ペルーヌエボソル/ドル	674,461.65	107,502,442	110,551,440	3.08
		インドネシアルピア/ドル	134,001.55	21,358,507	20,881,199	0.58
		インディアンルピー/ドル	221,476.87	35,301,198	35,178,927	0.98

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）直物為替先渡取引の時価は、原則として、価格提供会社の提供する価額で評価しています。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065

直近日（2026年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2022年11月 2日）	48,450,656	48,450,656	1.0610	1.0610
第2計算期間末（2023年11月 2日）	270,743,755	270,743,755	1.2815	1.2815
第3計算期間末（2024年11月 5日）	507,042,863	507,042,863	1.4983	1.4983
第4計算期間末（2025年11月 4日）	795,014,343	795,014,343	1.7860	1.7860
2025年 5月末日	568,444,544	—	1.5062	—
6月末日	592,168,773	—	1.5480	—
7月末日	628,068,249	—	1.6196	—
8月末日	663,970,332	—	1.6602	—
9月末日	714,070,144	—	1.7133	—
10月末日	793,226,544	—	1.7832	—
11月末日	817,390,005	—	1.8252	—
12月末日	859,142,442	—	1.8683	—
2026年 1月末日	945,824,709	—	1.9315	—
2月末日	1,045,426,863	—	2.0617	—
3月末日	1,039,177,299	—	1.8943	—
4月末日	1,148,747,232	—	2.0425	—
5月末日	1,302,868,884	—	2.1614	—

【分配の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5中間計算期間末	—

【収益率の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065

	収益率（％）
第1計算期間	6.1
第2計算期間	20.8
第3計算期間	16.9
第4計算期間	19.2
第5中間計算期間末	13.8

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5

	設定口数	解約口数
第1計算期間	47,919,958	2,256,681
第2計算期間	216,909,724	51,307,970
第3計算期間	274,458,042	147,313,566
第4計算期間	247,700,578	140,962,164
第5中間計算期間末	217,140,475	100,819,496

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

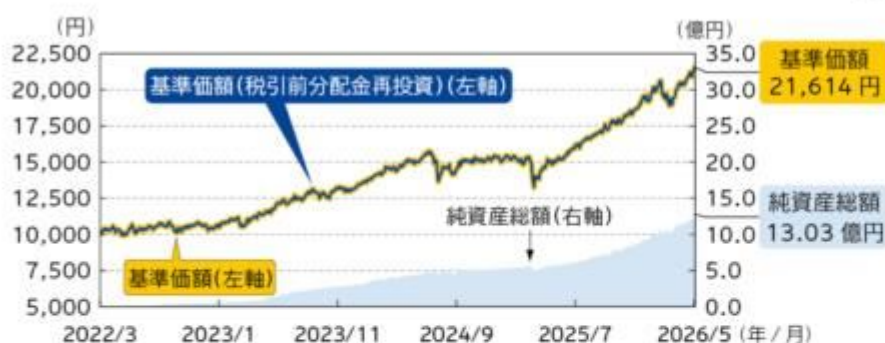
（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

参考情報

基準日:2026年5月29日

● 基準価額・純資産の推移 2022/03/18～2026/05/29

● 分配の推移



2022年11月	0円
2023年11月	0円
2024年11月	0円
2025年11月	0円
—	—
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

● 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。

● 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

● 主要な資産の状況

● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065

資産別構成	
資産の種類	純資産比
損保ジャパン日本債券マザーファンド	5.23%
SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド	17.63%
SJAMスモールキャップ・マザーファンド	17.58%
損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド	2.96%
SOMPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド	36.13%
SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド	1.68%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	17.86%
コール・ローン等	0.92%
合 計	100.00%

● 損保ジャパン日本債券マザーファンド

組入上位5銘柄			
	銘柄名	種類	償還日
1	第184回利付国債(5年)	国債証券	2031/03/20
2	第366回利付国債(10年)	国債証券	2032/03/20
3	第179回利付国債(5年)	国債証券	2030/06/20
4	第484回利付国債(2年)	国債証券	2028/05/1
5	第376回利付国債(10年)	国債証券	2034/09/20
組入銘柄数			127銘柄

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド

組入上位5銘柄		
銘柄名	業種	純資産比
1 本田技研工業	輸送用機器	4.7%
2 トヨタ自動車	輸送用機器	4.4%
3 京セラ	電気機器	4.3%
4 NTT	情報・通信業	4.2%
5 三井住友トラストグループ	銀行業	3.7%
組入銘柄数		43銘柄

● S J A M スモールキャップ・マザーファンド

組入上位5銘柄		
銘柄名	業種	純資産比
1 ジェイテクト	機械	4.1%
2 カカクコム	サービス業	3.8%
3 レンゴー	パルプ・紙	3.4%
4 セリア	小売業	3.0%
5 日本M & A センターホールディングス	サービス業	2.8%
組入銘柄数		85銘柄

● 損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド

組入上位5銘柄						
	銘 柄 名	発行国	種 類	通 貨	償還日	純資産比
1	Treasury 2.75 280215	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2028/02/15	32.3%
2	Treasury 4.5 290531	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2029/05/31	10.2%
3	FRANCE 3.5 331125	フランス	国債証券	ユーロ	2033/11/25	4.1%
4	GERMANY 1.9 270916	ドイツ	国債証券	ユーロ	2027/09/16	3.1%
5	ITALY 2.8 281201	イタリア	国債証券	ユーロ	2028/12/01	2.7%
組入銘柄数					156銘柄	

● SOMPO 外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド

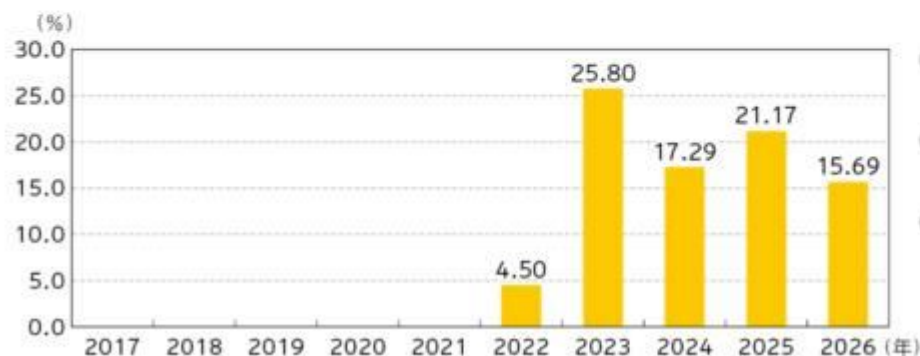
組入上位5銘柄					
銘柄名		通貨	発行国／地域	業種	純資産比
1	APPLE INC	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	5.3%
2	ALPHABET INC-CL A	アメリカ・ドル	アメリカ	コミュニケーション・サービス	5.2%
3	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	4.5%
4	NVIDIA CORP	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	3.9%
5	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ・ドル	アメリカ	金融	2.3%
組入銘柄数			101銘柄		

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

組入上位5銘柄						
	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	S-AFRICA 8.75 480228	南アフリカ	国債証券	南アフリカ・ランド	2048/02/28	5.1%
2	BRAZIL 10.0 290101	ブラジル	国債証券	ブラジルレアル	2029/01/01	4.6%
3	S-AFRICA 8.75 440131	南アフリカ	国債証券	南アフリカ・ランド	2044/01/31	3.8%
4	BRAZIL 10.0 310101	ブラジル	国債証券	ブラジルレアル	2031/01/01	3.7%
5	MALAYSIA 2.632 310415	マレーシア	国債証券	マレーシア・リンギット	2031/04/15	3.7%
組入銘柄数					76銘柄	

● 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ファンドの年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2022年は設定日(3月18日)から年末、2026年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1） 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、下記

の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

<取得申込不可日>

- ・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日
- ・ニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日

お申込みの受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

S O M P O アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受

益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

< 解約申込不可日 >

- ・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日
- ・ニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日

一部解約の受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一

部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

(5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人資産運用業協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人資産運用業協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

■ 委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第51条第1項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月3日から翌年11月2日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約

- （ ）委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、前記（ ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ ）前記（ ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下（ ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ ）前記（ ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- （ ）前記（ ）から（ ）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（ ）から（ ）までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- （ ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第52条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- （ ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- （ ）前記（ ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第52条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- （ ）委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- （ ）委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- （ ）受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第52条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- （ ）委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本（ ）から（ ）までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託会社は、前記()の事項（前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記()の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- () 前記()の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用状況に係る情報の提供

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- () 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記()に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

- () 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sompo-am.co.jp/>

- () 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と運用委託先との間の投資一任契約は、原則として、ファンドの償還日に終了するものとします。ただし、運用委託先が契約に違反した場合等には、契約の中止または変更をすることができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（１） 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２） 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３） 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

< 解約申込不可日 >

- ・ ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日
- ・ ニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日

受付は、原則として午後３時３０分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。一部解約金の支払いは、販売会社の営

業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（４） 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５） 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年11月6日から2025年11月4日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2024年11月5日現在	第4期 2025年11月4日現在
資産の部		
流動資産		
預金	10,862	3,726
コール・ローン	6,630,783	18,316,581
投資信託受益証券	91,775,392	138,700,944
親投資信託受益証券	411,833,620	642,990,563
派生商品評価勘定	-	16,916
未収利息	19	175
流動資産合計	510,250,676	800,028,905
資産合計	510,250,676	800,028,905
負債の部		
流動負債		
未払解約金	223,286	1,054,376
未払受託者報酬	78,630	104,338
未払委託者報酬	2,883,158	3,825,653
その他未払費用	22,739	30,195
流動負債合計	3,207,813	5,014,562
負債合計	3,207,813	5,014,562
純資産の部		
元本等		
元本	338,409,507	445,147,921
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	168,633,356	349,866,422
元本等合計	507,042,863	795,014,343
純資産合計	507,042,863	795,014,343
負債純資産合計	510,250,676	800,028,905

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	第4期 自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
営業収益		
受取配当金	1,610,673	3,019,850
受取利息	2,244	22,077
有価証券売買等損益	56,107,228	114,394,771
為替差損益	632,784	1,548,979
営業収益合計	58,352,929	118,985,677
営業費用		
支払利息	733	-
受託者報酬	133,133	191,021
委託者報酬	4,881,509	7,004,050
その他費用	108,208	86,342
営業費用合計	5,123,583	7,281,413
営業利益又は営業損失（ ）	53,229,346	111,704,264
経常利益又は経常損失（ ）	53,229,346	111,704,264
当期純利益又は当期純損失（ ）	53,229,346	111,704,264
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	15,034,980	6,433,852
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	59,478,724	168,633,356
剰余金増加額又は欠損金減少額	119,598,396	147,256,291
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	119,598,396	147,256,291
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,638,130	71,293,637
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,638,130	71,293,637
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	168,633,356	349,866,422

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年11月2日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年11月5日、当計算期間末日を2025年11月4日としております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	第3期 2024年11月5日現在	第4期 2025年11月4日現在
１．受益権の総数	338,409,507口	445,147,921口
２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.4983円 (1万口当たり純資産額) (14,983円)	1口当たり純資産額 1.7860円 (1万口当たり純資産額) (17,860円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第3期 自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	第4期 自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の49の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	同左
２．分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（8,911,749円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（29,282,617円）、信託約款に規定される収益調整金（118,289,257円）及び分配準備積立金（12,149,733円）より分配対象収益は168,633,356円（1万口当たり4,983.10円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における経費控除後の配当等収益（14,920,127円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（90,350,285円）、信託約款に規定される収益調整金（210,203,697円）及び分配準備積立金（34,392,313円）より分配対象収益は349,866,422円（1万口当たり7,859.52円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	第4期 自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左

項目	第3期		第4期	
	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日		自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。		同左	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。		同左	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。		同左	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期		第4期	
	2024年11月5日現在		2025年11月4日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。		同左	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。		(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 2024年11月5日現在	第4期 2025年11月4日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第3期 自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	第4期 自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
期首元本額	211,265,031円	338,409,507円
期中追加設定元本額	274,458,042円	247,700,578円
期中一部解約元本額	147,313,566円	140,962,164円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期 2024年11月5日現在	第4期 2025年11月4日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	12,468,591	25,266,053
親投資信託受益証券	36,084,508	86,802,282
合計	48,553,099	112,068,335

（デリバティブ取引等に関する注記）

種類	第3期 2024年11月5日 現在				第4期 2025年11月4日 現在			
	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）
	うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	-	-	-	-	6,157,644	-	6,174,560	16,916
ドル	-	-	-	-	6,157,644	-	6,174,560	16,916
合計	-	-	-	-	6,157,644	-	6,174,560	16,916

（注）時価の算定方法

- １．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

- ２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- ３．換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年11月4日現在

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	13,072	898,438.56	

投資信託受益証券	ドル 小計		13,072	898,438.56 (138,700,944)	
投資信託受益証券 合計			13,072	138,700,944 (138,700,944)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	31,550,583	41,246,077	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	10,690,779	23,592,411	
		S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド	28,123,328	138,195,221	
		S J A M スモールキャップ・マザーファンド	22,061,172	138,923,612	
		S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド	6,217,096	13,435,766	
		S O M P O 外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド	84,075,621	287,597,476	
親投資信託受益証券 合計			182,718,579	642,990,563	
合計				781,691,507 (138,700,944)	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	投資信託受益証券 1銘柄	17.45%	17.74%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第１号第３デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

（参考）

S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2065 の主要投資対象の状況は以下のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

貸借対照表

	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	129,884
コール・ローン	724,148,886	508,405,775
国債証券	22,711,523,100	26,940,375,400

	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
地方債証券	682,032,000	-
特殊債券	436,029,295	42,087,466
社債券	8,430,061,000	7,779,117,000
未収入金	-	2,144,641,500
未収利息	46,619,397	82,144,220
前払費用	8,737,520	9,136,739
流動資産合計	33,039,151,198	37,506,037,984
資産合計	33,039,151,198	37,506,037,984
負債の部		
流動負債		
未払金	-	2,273,496,100
未払解約金	382,100,000	-
流動負債合計	382,100,000	2,273,496,100
負債合計	382,100,000	2,273,496,100
純資産の部		
元本等		
元本	23,975,273,498	26,950,787,915
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,681,777,700	8,281,753,969
元本等合計	32,657,051,198	35,232,541,884
純資産合計	32,657,051,198	35,232,541,884
負債純資産合計	33,039,151,198	37,506,037,984

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1．受益権の総数	23,975,273,498口	26,950,787,915口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3621円 （1万口当たり純資産額）（13,621円）	1口当たり純資産額 1.3073円 （1万口当たり純資産額）（13,073円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	20,843,901,497円	23,975,273,498円
同期中追加設定元本額	4,862,897,298円	6,934,450,202円
同期中一部解約元本額	1,731,525,297円	3,958,935,785円
元本の内訳＊		
S O M P Oターゲット・リターン戦略ファンド（２％コース）（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	15,457,541円	17,822,006円
S O M P Oターゲット・リターン戦略ファンド（４％コース）（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	36,626,552円	30,643,165円
損保ジャパン国内債券ファンド（適格機関投資家専用）	2,018,911,969円	1,134,475,605円
マルチアセット戦略ファンド（４％型）（非課税適格機関投資家専用）	407,373,456円	336,040,287円
損保ジャパン日本債券ファンド	961,971,202円	956,640,489円
ハッピーエイジング２０	421,369,962円	540,064,658円
ハッピーエイジング３０	1,620,012,773円	2,013,663,635円

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
ハッピーエイジング４０	7,256,770,513円	8,630,945,329円
ハッピーエイジング５０	5,052,158,703円	5,891,165,172円
ハッピーエイジング６０	3,028,325,738円	3,269,554,671円
好配当グローバルＲＥＩＴプレミアム・ファン ド 通貨セレクトコース	105,819,286円	97,401,732円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド２０３ ５	1,978,894,379円	2,504,325,266円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド２０４ ５	739,492,277円	1,037,879,229円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド２０５ ５	309,108,667円	453,221,197円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド２０６ ５	19,818,415円	31,550,583円
S O M P O世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ 年金＞	1,946,964円	3,086,510円
S O M P O世界分散ファンド（安定成長型）＜ ＤＣ年金＞	722,659円	1,498,242円
S O M P O世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ 年金＞	492,442円	810,139円
計	23,975,273,498円	26,950,787,915円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	123,649,400	62,807,800
地方債証券	2,031,000	-
特殊債券	595,530	263,612
社債券	12,651,000	10,461,000
合計	138,926,930	73,532,412

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表

（ 1 ）株式

該当事項はありません。

（ 2 ）株式以外の有価証券

2025年11月4日現在

種 類	銘 柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	第 4 7 1 回利付国債（ 2 年 ）	800,000,000	800,776,000	
	第 4 7 2 回利付国債（ 2 年 ）	240,000,000	239,488,800	
	第 4 7 3 回利付国債（ 2 年 ）	2,000,000,000	1,997,980,000	
	第 4 7 5 回利付国債（ 2 年 ）	1,500,000,000	1,500,120,000	
	第 4 7 6 回利付国債（ 2 年 ）	1,700,000,000	1,699,694,000	
	第 1 5 5 回利付国債（ 5 年 ）	250,000,000	246,720,000	
	第 1 6 2 回利付国債（ 5 年 ）	680,000,000	666,604,000	

第 1 6 6 回利付国債（ 5 年）	200,000,000	196,098,000	
第 1 7 2 回利付国債（ 5 年）	500,000,000	489,205,000	
第 1 7 3 回利付国債（ 5 年）	100,000,000	97,960,000	
第 1 7 4 回利付国債（ 5 年）	270,000,000	265,493,700	
第 1 7 7 回利付国債（ 5 年）	2,800,000,000	2,792,272,000	
第 1 7 8 回利付国債（ 5 年）	400,000,000	396,760,000	
第 1 7 9 回利付国債（ 5 年）	1,000,000,000	990,150,000	
第 1 8 1 回利付国債（ 5 年）	620,000,000	621,705,000	
第 1 4 回利付国債（ 4 0 年）	600,000,000	291,618,000	
第 1 7 回利付国債（ 4 0 年）	230,000,000	174,597,600	
第 3 5 1 回利付国債（ 1 0 年）	430,000,000	420,325,000	
第 3 6 2 回利付国債（ 1 0 年）	550,000,000	516,609,500	
第 3 6 5 回利付国債（ 1 0 年）	900,000,000	834,246,000	
第 3 6 6 回利付国債（ 1 0 年）	50,000,000	46,450,000	
第 3 6 8 回利付国債（ 1 0 年）	440,000,000	404,984,800	
第 3 6 9 回利付国債（ 1 0 年）	200,000,000	187,368,000	
第 3 7 1 回利付国債（ 1 0 年）	30,000,000	27,676,500	
第 3 7 3 回利付国債（ 1 0 年）	300,000,000	278,934,000	
第 4 3 回利付国債（ 3 0 年）	240,000,000	210,000,000	
第 5 5 回利付国債（ 3 0 年）	50,000,000	34,227,000	
第 5 7 回利付国債（ 3 0 年）	300,000,000	202,410,000	
第 5 8 回利付国債（ 3 0 年）	60,000,000	40,178,400	
第 6 0 回利付国債（ 3 0 年）	570,000,000	385,650,600	
第 6 8 回利付国債（ 3 0 年）	690,000,000	401,745,600	
第 7 2 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	57,930,000	
第 7 4 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	62,543,000	
第 7 5 回利付国債（ 3 0 年）	1,580,000,000	1,068,569,800	
第 7 6 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	69,146,000	
第 7 7 回利付国債（ 3 0 年）	200,000,000	145,106,000	
第 8 0 回利付国債（ 3 0 年）	80,000,000	60,512,000	
第 8 3 回利付国債（ 3 0 年）	500,000,000	413,265,000	
第 8 4 回利付国債（ 3 0 年）	210,000,000	169,358,700	
第 8 6 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	86,383,000	
第 1 1 3 回利付国債（ 2 0 年）	180,000,000	186,514,200	
第 1 3 1 回利付国債（ 2 0 年）	30,000,000	30,638,100	
第 1 4 8 回利付国債（ 2 0 年）	50,000,000	49,833,000	
第 1 4 9 回利付国債（ 2 0 年）	300,000,000	298,404,000	
第 1 5 0 回利付国債（ 2 0 年）	320,000,000	315,024,000	
第 1 5 1 回利付国債（ 2 0 年）	160,000,000	154,473,600	
第 1 5 2 回利付国債（ 2 0 年）	70,000,000	67,389,000	
第 1 5 4 回利付国債（ 2 0 年）	80,000,000	76,585,600	
第 1 5 9 回利付国債（ 2 0 年）	150,000,000	131,790,000	

	第160回利付国債（20年）	940,000,000	830,640,400	
	第162回利付国債（20年）	100,000,000	86,235,000	
	第166回利付国債（20年）	700,000,000	596,148,000	
	第168回利付国債（20年）	210,000,000	169,199,100	
	第169回利付国債（20年）	180,000,000	141,849,000	
	第171回利付国債（20年）	200,000,000	155,124,000	
	第173回利付国債（20年）	30,000,000	23,266,500	
	第174回利付国債（20年）	1,000,000,000	769,390,000	
	第176回利付国債（20年）	800,000,000	616,520,000	
	第177回利付国債（20年）	100,000,000	75,183,000	
	第182回利付国債（20年）	100,000,000	82,022,000	
	第183回利付国債（20年）	880,000,000	754,432,800	
	第188回利付国債（20年）	60,000,000	51,895,200	
	第190回利付国債（20年）	400,000,000	354,324,000	
	第191回利付国債（20年）	660,000,000	602,870,400	
	第192回利付国債（20年）	600,000,000	582,288,000	
	第193回利付国債（20年）	150,000,000	147,475,500	
国債証券 合計		30,120,000,000	26,940,375,400	
特殊債券	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,632,000	14,759,883	
	第65回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,151,000	27,327,583	
特殊債券 合計		42,783,000	42,087,466	
社債券	第17回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 期限前償還条項付非	100,000,000	99,867,000	
	第15回クレディ・アグリコル・エス・エー期 限前償還条項付非上	300,000,000	298,650,000	
	第10回ロイズ・バンキング・グループ・ピー エルシー期限前償還	100,000,000	99,607,000	
	第37回清水建設株式会社無担保社債（社債間 限定同順位特約付）	100,000,000	98,757,000	
	第52回鹿島建設株式会社無担保社債（社債間 限定同順位特約付）	400,000,000	397,492,000	
	第30回大和ハウス工業株式会社無担保社債 （特定社債間限定同順	200,000,000	197,294,000	
	第3回コカ・コーラ ボトラーズジャパンホー ルディングス株式会	300,000,000	286,128,000	
	第2回不二製油グループ本社株式会社利払繰延 条項・期限前償還条	100,000,000	98,174,000	
	第7回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期 限前償還条項付無担	100,000,000	99,773,000	
	第1回帝人株式会社利払繰延条項・期限前償還 条項付無担保社債	100,000,000	96,229,000	
	第2回武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期 限前償還条項付無担	300,000,000	297,453,000	
	第13回楽天株式会社無担保社債（社債間限定 同順位特約付）	200,000,000	183,212,000	
	第17回楽天グループ株式会社無担保社債（社 債間限定同順位特約	100,000,000	94,935,000	

第 2 4 回楽天グループ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	100,186,000	
E N E O S ホールディングス株式会社第 1 回利払繰延条項・期限前	200,000,000	199,072,000	
第 4 回 E N E O S ホールディングス株式会社利払繰延条項・期限前	200,000,000	196,768,000	
第 1 回ジェイエフイーホールディングス無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	196,428,000	
第 1 7 回株式会社 L I X I L 無担保社債（社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,302,000	
第 1 回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	200,000,000	198,748,000	
第 2 回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	100,000,000	97,046,000	
第 2 4 回パナソニック ホールディングス株式会社無担保社債（社	300,000,000	294,000,000	
第 3 回株式会社かんぽ生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付無	200,000,000	191,320,000	
第 4 回株式会社かんぽ生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	96,582,000	
第 1 回株式会社ゼンショーホールディングス利払繰延条項・期限前	100,000,000	100,061,000	
第 2 4 回イオン株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（	100,000,000	98,004,000	
第 3 2 回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（実質	100,000,000	99,885,000	
第 3 6 回 N T T ファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順	400,000,000	389,976,000	
第 5 7 回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債（社債間	200,000,000	187,352,000	
第 4 0 回東京センチュリー株式会社無担保社債（社債間限定同順位	100,000,000	97,686,000	
第 3 7 回 S B I ホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定	100,000,000	99,269,000	
第 4 2 回 S B I ホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定	300,000,000	296,871,000	
第 6 回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	98,175,000	
第 6 回東日本旅客鉄道株式会社サステナビリティボンド・無担保普	100,000,000	93,032,000	
第 3 0 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特	200,000,000	190,246,000	
第 5 3 回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,806,000	
第 1 回関西電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	200,000,000	198,322,000	
第 5 6 2 回関西電力株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	185,834,000	
第 1 回中国電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	91,178,000	
第 1 回東北電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	200,000,000	199,740,000	
	300,000,000	275,295,000	

	第496回九州電力株式会社社債（一般担保付）			
	第80回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	193,844,000	
	第5回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債（社債間）	200,000,000	185,470,000	
	第3回第一生命ホールディングス永久社債（劣後特約付）	200,000,000	187,492,000	
	第3回A号富国生命劣後FR	200,000,000	198,190,000	
	大樹生命保険株式会社第1回利払繰延条項・期限前	100,000,000	99,366,000	
社債券 合計		8,000,000,000	7,779,117,000	
合計			34,761,579,866	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

S J A Mラージキャップ・バリュー・マザーファンド

貸借対照表

	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,031,704,916	1,029,432,536
株式	63,535,632,580	106,634,574,330
未収配当金	621,239,120	1,188,765,215
未収利息	3,109	9,871
流動資産合計	65,188,579,725	108,852,781,952
資産合計	65,188,579,725	108,852,781,952
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	17,416,044,620	22,152,007,395
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	47,772,535,105	86,700,774,557
元本等合計	65,188,579,725	108,852,781,952
純資産合計	65,188,579,725	108,852,781,952
負債純資産合計	65,188,579,725	108,852,781,952

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	受取配当金

原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

有価証券売買等損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1. 受益権の総数	17,416,044,620口	22,152,007,395口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3,7430円 (37,430円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 4,9139円 (49,139円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,996,590,582円	17,416,044,620円
同期中追加設定元本額	8,994,582,080円	7,547,271,470円
同期中一部解約元本額	2,575,128,042円	2,811,308,695円
元本の内訳＊		
損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（F o F s 用）（適格機関投資家専用）	11,809,634,530円	16,943,875,997円
一任専用・国内株式ラージキャップ・バリュー運用ファンド（適格機関投資家専用）	- 円	68,766,415円
ハッピーエイジング2 0	1,991,917,730円	1,884,841,196円
ハッピーエイジング3 0	1,620,029,654円	1,486,646,373円
ハッピーエイジング4 0	1,239,479,784円	1,088,353,311円
ハッピーエイジング5 0	306,206,753円	263,604,982円
ハッピーエイジング6 0	61,181,112円	48,769,666円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2 0 3 5	165,071,551円	144,069,860円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2 0 4 5	113,556,973円	112,170,988円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2 0 5 5	84,721,751円	82,096,902円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2 0 6 5	23,925,125円	28,123,328円
S O M P O世界分散ファンド（安定型）＜D C 年金＞	66,792円	98,237円
S O M P O世界分散ファンド（安定成長型）＜D C 年金＞	119,345円	224,193円
S O M P O世界分散ファンド（成長型）＜D C 年金＞	133,520円	365,947円
計	17,416,044,620円	22,152,007,395円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	125,927,783	16,190,975,764
合計	125,927,783	16,190,975,764

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表
（ 1 ）株式

2025年11月4日現在

銘 柄	株 式 数	評価額		備考
		単 価	金 額	
日揮ホールディングス	1,302,600	1,582.50	2,061,364,500	
明治ホールディングス	748,100	2,990.50	2,237,193,050	

アサヒグループホールディングス	2,142,600	1,689.00	3,618,851,400	
麒麟ホールディングス	1,152,600	2,172.50	2,504,023,500	
東レ	1,595,500	947.00	1,510,938,500	
王子ホールディングス	2,472,000	775.90	1,918,024,800	
旭化成	3,522,900	1,208.00	4,255,663,200	
三井化学	833,700	3,650.00	3,043,005,000	
サワイグループホールディングス	802,800	1,835.00	1,473,138,000	
A G C	444,200	4,862.00	2,159,700,400	
J F Eホールディングス	1,294,800	1,767.00	2,287,911,600	
住友金属鉱山	629,400	4,954.00	3,118,047,600	
S U M C O	2,460,600	1,611.50	3,965,256,900	
ナブテスコ	283,800	3,687.00	1,046,370,600	
住友重機械工業	532,300	4,188.00	2,229,272,400	
クボタ	1,167,400	2,019.00	2,356,980,600	
日本精工	3,106,100	803.40	2,495,440,740	
マキタ	146,200	4,541.00	663,894,200	
オムロン	602,300	4,447.00	2,678,428,100	
パナソニック ホールディングス	1,035,900	1,738.50	1,800,912,150	
スタンレー電気	614,700	3,162.00	1,943,681,400	
ローム	387,600	2,494.50	966,868,200	
浜松ホトニクス	717,300	1,790.50	1,284,325,650	
京セラ	1,720,300	2,021.00	3,476,726,300	
太陽誘電	1,262,200	4,482.00	5,657,180,400	
村田製作所	463,600	3,458.00	1,603,128,800	
デンソー	1,489,100	2,126.00	3,165,826,600	
トヨタ自動車	1,355,400	3,155.00	4,276,287,000	
本田技研工業	2,776,100	1,590.00	4,413,999,000	
京成電鉄	1,823,700	1,249.00	2,277,801,300	
東日本旅客鉄道	553,100	3,673.00	2,031,536,300	
ヤマトホールディングス	1,186,700	2,205.00	2,616,673,500	
N I P P O N E X P R E S Sホールディン	949,600	3,288.00	3,122,284,800	
N T T	29,928,100	155.40	4,650,826,740	
めぶきフィナンシャルグループ	1,433,500	967.30	1,386,624,550	
ゆうちょ銀行	1,132,500	1,739.50	1,969,983,750	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,353,500	2,332.00	3,156,362,000	
三井住友トラストグループ	958,200	4,269.00	4,090,555,800	
三井住友フィナンシャルグループ	508,100	4,150.00	2,108,615,000	
八十二銀行	1,866,400	1,578.00	2,945,179,200	
三菱地所	629,400	3,282.00	2,065,690,800	
合計	79,384,900		106,634,574,330	

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

SJAMスモールキャップ・マザーファンド

貸借対照表

	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	927,568,661	1,095,174,798
株式	19,835,979,640	24,021,681,380
未収配当金	251,140,850	269,622,400
未収利息	2,795	10,501
流動資産合計	21,014,691,946	25,386,489,079
資産合計	21,014,691,946	25,386,489,079
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	4,374,825,171	4,031,374,991
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	16,639,866,775	21,355,114,088
元本等合計	21,014,691,946	25,386,489,079
純資産合計	21,014,691,946	25,386,489,079
負債純資産合計	21,014,691,946	25,386,489,079

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間 末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相 場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められ た場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価してお ります。
2．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しており ます。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1．受益権の総数	4,374,825,171口	4,031,374,991口
2．計算期間の末日にお ける1単位当たりの純 資産の額	1口当たり純資産額 4.8036円 (1万口当たり純資産額) (48,036円)	1口当たり純資産額 6.2972円 (1万口当たり純資産額) (62,972円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,044,486,375円	4,374,825,171円
同期中追加設定元本額	542,877,347円	305,608,861円
同期中一部解約元本額	212,538,551円	649,059,041円
元本の内訳＊		
ハッピーエイジング２０	1,554,348,983円	1,478,574,976円
ハッピーエイジング３０	1,264,143,833円	1,166,265,244円
ハッピーエイジング４０	967,186,776円	853,576,795円

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
ハッピーエイジング５０	238,935,224円	206,743,895円
ハッピーエイジング６０	47,739,719円	38,251,385円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０３５	128,826,160円	112,992,309円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０４５	88,612,837円	87,967,904円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０５５	66,110,849円	64,406,460円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０６５	18,670,821円	22,061,172円
S O M P O 世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	52,800円	76,694円
S O M P O 世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	93,858円	172,065円
S O M P O 世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	103,311円	286,092円
計	4,374,825,171円	4,031,374,991円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	242,527,170	25,715,452
合計	242,527,170	25,715,452

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１ 有価証券明細表
（１）株式

2025年11月4日現在

銘柄	株 式 数	評価額		備考
		単 価	金 額	
日揮ホールディングス	321,500	1,582.50	508,773,750	
ニッポン	90,200	2,203.00	198,710,600	
森永製菓	28,500	2,657.50	75,738,750	
森永乳業	22,300	3,310.00	73,813,000	
S F o o d s	58,000	2,524.00	146,392,000	
レンゴー	736,900	929.00	684,580,100	
ザ・バック	198,700	1,209.00	240,228,300	
東洋紡	196,600	1,142.00	224,517,200	
住友精化	17,800	4,770.00	84,906,000	
東亜合成	280,600	1,509.50	423,565,700	
デンカ	60,700	2,232.50	135,512,750	
カネカ	26,800	4,267.00	114,355,600	
K H ネオケム	92,000	2,765.00	254,380,000	
日本ゼオン	116,100	1,609.50	186,862,950	

ダイキョーニシカワ	125,000	738.00	92,250,000	
日本化薬	373,300	1,408.50	525,793,050	
三洋化成工業	44,600	4,225.00	188,435,000	
a r t i e n c e	53,600	3,175.00	170,180,000	
マングム	75,000	2,361.00	177,075,000	
タカラバイオ	256,500	940.00	241,110,000	
ツムラ	53,600	3,579.00	191,834,400	
杏林製薬	28,600	1,416.00	40,497,600	
サワイグループホールディングス	281,500	1,835.00	516,552,500	
ニチハ	33,900	2,723.00	92,309,700	
共英製鋼	25,000	2,208.00	55,200,000	
東プレ	149,200	2,263.00	337,639,600	
オーエスジー	240,400	2,223.00	534,409,200	
ナブテスコ	20,500	3,687.00	75,583,500	
住友重機械工業	222,400	4,188.00	931,411,200	
日本精工	75,900	803.40	60,978,060	
ジェイテクト	627,400	1,615.50	1,013,564,700	
不二越	67,900	3,995.00	271,260,500	
スター精密	106,300	1,665.00	176,989,500	
マブチモーター	272,500	2,652.00	722,670,000	
E I Z O	206,400	2,178.00	449,539,200	
コーセル	180,500	1,233.00	222,556,500	
イリソ電子工業	80,700	3,110.00	250,977,000	
スタンレー電気	17,800	3,162.00	56,283,600	
ウシオ電機	30,300	2,513.50	76,159,050	
太陽誘電	178,600	4,482.00	800,485,200	
ニチコン	223,400	1,540.00	344,036,000	
市光工業	527,300	481.00	253,631,300	
小糸製作所	25,900	2,312.50	59,893,750	
トヨタ紡織	384,300	2,271.00	872,745,300	
豊田合成	151,800	3,758.00	570,464,400	
テイ・エス テック	25,000	1,865.00	46,625,000	
シチズン時計	42,800	1,080.00	46,224,000	
メニコン	194,700	1,226.00	238,702,200	
リンテック	26,800	3,970.00	106,396,000	
中国電力	68,800	927.40	63,805,120	
沖縄電力	60,700	1,024.00	62,156,800	
ヤマトホールディングス	169,800	2,205.00	374,409,000	
福山通運	63,400	3,850.00	244,090,000	
アルフレッサ ホールディングス	102,700	2,177.50	223,629,250	
第一興商	100,900	1,586.00	160,027,400	
日本ライフライン	227,800	1,463.00	333,271,400	

シークス	189,400	1,377.00	260,803,800	
P A L T A C	53,600	4,616.00	247,417,600	
トラスコ中山	203,700	2,395.00	487,861,500	
スズケン	16,800	5,768.00	96,902,400	
セリア	205,400	3,020.00	620,308,000	
ドトール・日レスホールディングス	30,300	2,404.00	72,841,200	
ユナイテッドアローズ	118,800	1,929.00	229,165,200	
コメリ	90,200	3,175.00	286,385,000	
青山商事	65,200	2,293.00	149,503,600	
イズミ	164,300	2,902.00	476,798,600	
ゼビオホールディングス	206,400	1,093.00	225,595,200	
ケースホールディングス	415,500	1,486.50	617,640,750	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	33,900	2,166.50	73,444,350	
九州フィナンシャルグループ	491,500	890.00	437,435,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	134,000	2,653.00	355,502,000	
第四北越フィナンシャルグループ	361,700	1,489.00	538,571,300	
ひろぎんホールディングス	127,800	1,458.50	186,396,300	
八十二銀行	98,300	1,578.00	155,117,400	
山陰合同銀行	357,400	1,373.00	490,710,200	
北洋銀行	205,500	724.00	148,782,000	
日本M & A センターホールディングス	979,500	730.80	715,818,600	
エス・エム・エス	53,500	1,319.00	70,566,500	
H . U . グループホールディングス	44,600	3,902.00	174,029,200	
ビー・エム・エル	71,500	3,620.00	258,830,000	
エン	298,300	1,528.00	455,802,400	
ベルシステム 2 4 ホールディングス	181,300	1,312.00	237,865,600	
ソラスト	476,800	500.00	238,400,000	
カナモト	25,000	3,560.00	89,000,000	
合計	14,170,400		24,021,681,380	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

貸借対照表

	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		

	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
預金	81,674,290	163,909,644
コール・ローン	104,876,247	219,607,670
国債証券	15,727,147,150	18,577,200,702
未収入金	3,776,346,245	-
未収利息	152,848,405	168,691,351
前払費用	33,411,511	35,979,090
流動資産合計	19,876,303,848	19,165,388,457
資産合計	19,876,303,848	19,165,388,457
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	485,862	-
未払金	3,765,245,553	-
流動負債合計	3,765,731,415	-
負債合計	3,765,731,415	-
純資産の部		
元本等		
元本	7,843,973,358	8,684,698,553
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,266,599,075	10,480,689,904
元本等合計	16,110,572,433	19,165,388,457
純資産合計	16,110,572,433	19,165,388,457
負債純資産合計	19,876,303,848	19,165,388,457

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1．受益権の総数	7,843,973,358口	8,684,698,553口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.0539円 (1万口当たり純資産額) (20,539円)	1口当たり純資産額 2.2068円 (1万口当たり純資産額) (22,068円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,118,716,671円	7,843,973,358円
同期中追加設定元本額	1,012,881,546円	1,245,896,748円
同期中一部解約元本額	287,624,859円	405,171,553円
元本の内訳＊		
ハッピーエイジング２０	833,542,054円	969,444,353円
ハッピーエイジング３０	2,670,558,909円	3,012,201,398円
ハッピーエイジング４０	2,175,027,794円	2,347,438,360円
ハッピーエイジング５０	642,894,923円	680,272,143円
ハッピーエイジング６０	443,751,925円	434,764,447円
損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）	465,670,365円	484,787,174円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０３５	510,568,606円	626,693,046円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０４５	60,753,302円	76,452,690円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０５５	31,776,400円	38,880,302円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０６５	7,398,917円	10,690,779円
S O M P O 世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	255,673円	335,936円
S O M P O 世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	364,430円	699,120円
S O M P O 世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	1,410,060円	2,038,805円
計	7,843,973,358円	8,684,698,553円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	1,235,386	201,081,300
合計	1,235,386	201,081,300

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

種類	2024年11月5日 現在				2025年11月4日 現在			
	契約額等 （円）	うち1年 超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1年 超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	1,192,315,400	-	1,191,848,546	466,854	-	-	-	-
ドル	1,192,315,400	-	1,191,848,546	466,854	-	-	-	-
売建	1,166,964,480	-	1,166,983,488	19,008	-	-	-	-
ユーロ	1,166,964,480	-	1,166,983,488	19,008	-	-	-	-
合計	2,359,279,880	-	2,358,832,034	485,862	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- （ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- ２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- ３．換算において円未満の端数は切捨てております。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年11月4日現在

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ドル	Treasury 1.25 310815	320,000	278,000.00	
		Treasury 1.5 270131	200,000	194,718.75	
		Treasury 1.5 300215	30,000	27,440.62	
		Treasury 1.625 310515	20,000	17,876.56	
		Treasury 1.75 291115	950,000	883,648.43	
		Treasury 1.75 410815	2,730,000	1,865,464.44	
		Treasury 2.0 261115	4,130,000	4,058,658.62	
		Treasury 2.0 510815	1,160,000	685,260.94	
		Treasury 2.25 270215	1,560,000	1,532,334.36	
		Treasury 2.25 270815	100,000	97,667.96	
		Treasury 2.375 290515	10,000	9,584.37	
		Treasury 2.75 280215	9,480,000	9,304,471.91	
		Treasury 2.75 320815	50,000	46,632.81	
		Treasury 2.75 421115	485,000	377,921.09	
		Treasury 2.75 470815	440,000	321,578.12	
		Treasury 2.875 430515	620,000	488,758.59	
		Treasury 2.875 490515	1,040,000	764,318.75	
		Treasury 3.0 441115	500,000	394,335.94	
		Treasury 3.0 450515	75,000	58,842.77	
		Treasury 3.0 480215	1,340,000	1,019,970.31	
		Treasury 3.0 520815	320,000	235,762.49	
		Treasury 3.125 290831	100,000	98,085.93	
		Treasury 3.375 330515	340,000	327,675.00	
		Treasury 3.5 390215	5,000	4,596.28	
		Treasury 3.625 530515	20,000	16,628.90	
		Treasury 3.75 300531	830,000	831,588.66	
		Treasury 3.875 330815	240,000	238,725.00	
		Treasury 4.0 340215	410,000	410,112.11	
		Treasury 4.0 521115	10,000	8,908.59	

	Treasury 4.125 321115	10,000	10,140.23	
	Treasury 4.125 530815	1,480,000	1,346,279.69	
	Treasury 4.25 350815	4,300,000	4,350,390.61	
	Treasury 4.5 290531	10,900,000	11,208,691.37	
	Treasury 4.625 310531	7,440,000	7,755,328.10	
	Treasury 4.625 350215	190,000	198,075.00	
	Treasury 4.625 400215	220,000	224,743.75	
	Treasury 4.625 550215	200,000	197,875.00	
	Treasury 4.75 531115	750,000	756,328.12	
	Treasury 4.75 550815	1,850,000	1,869,078.12	
	Treasury 6.125 271115	60,000	62,969.53	
ドル 合計		54,915,000	52,579,467.82 (8,117,218,242)	
カナダドル	CANADA 0.5 301201	1,570,000	1,403,661.78	
	CANADA 3.5 451201	390,000	389,766.00	
	CANADA 5.0 370601	130,000	151,614.44	
	CANADA 5.75 290601	860,000	952,055.38	
カナダドル 合計		2,950,000	2,897,097.60 (318,014,403)	
メキシコペソ	MEXICO 7.75 341123	10,000,000	9,415,600.00	
	MEXICO 8.5 290301	49,000,000	49,761,460.00	
メキシコペソ 合計		59,000,000	59,177,060.00 (493,885,825)	
ユーロ	AUSTRIA 0.75 261020	10,000	9,881.95	
	AUSTRIA 3.8 620126	50,000	51,335.00	
	AUSTRIA 4.15 370315	550,000	603,377.50	
	BELGIUM 0.8 270622	410,000	401,970.02	
	BELGIUM 3.0 340622	40,000	39,870.64	
	BELGIUM 4.25 410328	915,000	978,882.92	
	BELGIUM 5.0 350328	45,000	51,796.35	
	BELGIUM 5.5 280328	100,000	107,732.20	
	FINLAND 0.75 310415	360,000	327,742.20	
	FRA 0.75 281125	10,000	9,535.09	
	FRANCE 0.0 270225	1,600,000	1,557,760.00	
	FRANCE 0.0 291125	30,000	27,133.92	
	FRANCE 0.0 320525	2,010,000	1,662,471.00	
	FRANCE 0.25 261125	10,000	9,813.20	
	FRANCE 0.75 280225	220,000	212,853.49	
	FRANCE 0.75 520525	10,000	4,536.60	
	FRANCE 1.0 270525	10,000	9,835.50	
	FRANCE 1.25 340525	10,000	8,527.40	
	FRANCE 2.0 321125	760,000	711,557.60	
	FRANCE 2.75 271025	10,000	10,114.41	

FRANCE 3.0 330525	50,000	49,677.65	
FRANCE 3.2 350525	950,000	936,974.55	
FRANCE 3.25 450525	310,000	278,364.50	
FRANCE 3.5 331125	480,000	491,203.20	
FRANCE 4.0 381025	930,000	960,164.92	
FRANCE 4.0 550425	770,000	736,685.18	
FRANCE 4.0 600425	280,000	262,690.40	
FRANCE 4.5 410425	10,000	10,755.70	
FRANCE 5.5 290425	35,000	38,538.60	
FRANCE 5.75 321025	15,000	17,580.61	
GERMANY 0 310215	10,000	8,889.70	
GERMANY 0.0 310815	10,000	8,769.00	
GERMANY 0.0 500815	20,000	9,123.64	
GERMANY 0.25 290215	1,160,000	1,093,780.24	
GERMANY 0.5 280215	10,000	9,674.20	
GERMANY 1.7 320815	2,010,000	1,923,344.03	
GERMANY 1.9 270916	2,150,000	2,146,517.00	
GERMANY 2.2 340215	80,000	77,936.99	
GERMANY 2.3 330215	10,000	9,896.86	
GERMANY 2.5 460815	500,000	452,192.00	
GERMANY 2.5 540815	710,000	614,406.81	
GERMANY 2.6 330815	110,000	110,770.66	
GERMANY 2.6 350815	600,000	597,072.00	
GERMANY 4.0 370104	510,000	569,910.72	
IRELAND 2.0 450218	210,000	168,933.66	
IRELAND 2.4 300515	310,000	310,566.37	
ITALY 0.95 320601	1,510,000	1,336,516.10	
ITALY 2.2 270601	1,490,000	1,493,921.68	
ITALY 2.45 330901	310,000	296,863.44	
ITALY 2.7 470301	10,000	8,144.80	
ITALY 2.8 281201	1,140,000	1,157,909.40	
ITALY 2.8 670301	160,000	116,312.96	
ITALY 3.25 320715	100,000	101,768.40	
ITALY 3.25 460901	10,000	8,949.52	
ITALY 3.85 340701	810,000	849,221.65	
ITALY 4.0 370201	640,000	673,090.62	
ITALY 4.5 531001	260,000	271,925.00	
ITALY 4.75 440901	630,000	698,700.87	
ITALY 5.0 400901	15,000	17,138.43	
ITALY 7.25 261101	115,000	120,907.55	
NETHERLANDS 0.5 260715	10,000	9,902.80	
NETHERLANDS 2.5 330115	530,000	527,407.77	

	NETHERLANDS 2.75 470115	250,000	230,368.00	
	NETHERLANDS 4.0 370115	60,000	66,197.78	
	NETHERLANDS 5.5 280115	125,000	134,217.00	
	OBRIGACOES 1.95 290615	150,000	148,980.00	
	OBRIGACOES 2.25 340418	150,000	143,067.90	
	OBRIGACOES 2.875 260721	150,000	151,041.90	
	OBRIGACOES 4.1 450215	150,000	159,589.80	
	SPAIN 0.0 280131	10,000	9,545.55	
	SPAIN 0.5 311031	1,510,000	1,331,963.45	
	SPAIN 1.5 270430	530,000	525,781.73	
	SPAIN 3.1 310730	150,000	153,595.84	
	SPAIN 3.45 341031	1,010,000	1,041,185.77	
	SPAIN 3.45 660730	200,000	175,493.11	
	SPAIN 4.0 541031	200,000	200,532.00	
	SPAIN 4.2 370131	120,000	130,225.20	
	SPAIN 4.7 410730	865,000	978,578.82	
	SPAIN 5.15 281031	55,000	59,605.86	
	SPAIN 5.75 320730	10,000	11,835.62	
ユーロ 合計		32,835,000	32,031,632.50	
			(5,689,138,248)	
ポンド	UK GILT 3.5 450122	710,000	571,898.83	
	UK GILT 4.0 600122	340,000	276,649.11	
	UK GILT 4.25 271207	90,000	91,112.88	
	UK GILT 4.25 320607	480,000	485,433.93	
	UK GILT 4.25 360307	849,000	829,661.30	
	UK GILT 4.25 390907	780,000	737,456.54	
	UK GILT 4.25 401207	100,000	93,241.90	
	UK GILT 4.25 461207	321,000	284,727.00	
	UK GILT 4.25 491207	160,000	139,954.96	
	UK GILT 4.25 551207	70,000	59,955.00	
	UK GILT 4.5 340907	125,000	126,318.75	
	UK GILT 4.5 421207	70,000	66,099.02	
	UK GILT 6.0 281207	260,000	277,324.97	
	UK GILT 0.25 310731	290,000	236,317.70	
	UK GILT 1.625 711022	100,000	40,455.00	
	UK GILT 3.75 270307	700,000	699,552.60	
	UK GILT 4.625 340131	300,000	306,169.08	
ポンド 合計		5,745,000	5,322,328.57	
			(1,078,516,661)	
スウェーデンクローナ	SWEDEN 3.5 390330	2,000,000	2,173,100.00	
スウェーデンクローナ 合計		2,000,000	2,173,100.00	
			(35,334,606)	
ノルウェークローネ	NORWAY 1.375 300819	27,100,000	24,194,880.00	

ノルウェークローネ 合計		27,100,000	24,194,880.00 (368,971,920)	
デンマーククローネ	DENMARK 4.5 391115	1,460,000	1,761,624.32	
デンマーククローネ 合計		1,460,000	1,761,624.32 (41,909,042)	
ポーランドズロチ	POLAND 1.75 320425	3,100,000	2,562,828.18	
	POLAND 2.5 260725	8,000,000	7,949,004.56	
ポーランドズロチ 合計		11,100,000	10,511,832.74 (438,904,757)	
オーストラリアドル	AUSTRALIA 3.75 370421	950,000	892,012.00	
	AUSTRALIA 4.75 270421	1,090,000	1,108,028.60	
オーストラリアドル 合計		2,040,000	2,000,040.60 (201,864,097)	
シンガポールドル	SINGAPORE 2.875 290701	540,000	565,920.00	
シンガポールドル 合計		540,000	565,920.00 (66,891,744)	
マレーシアリングgit	MALAYSIA 3.733 280615	1,900,000	1,926,753.52	
	MALAYSIA 5.248 280915	11,000	11,619.35	
マレーシアリングgit 合計		1,911,000	1,938,372.87 (71,191,008)	
オフショア人民元	CGB 2.04 270225	10,000,000	10,086,598.00	
	CGB 2.18 260815	12,000,000	12,076,506.00	
	CGB 2.6 320901	7,000,000	7,422,195.90	
	CGB 2.67 331125	9,500,000	10,172,094.60	
	CGB 2.8 290324	6,000,000	6,262,407.60	
	CGB 2.8 300325	7,500,000	7,905,917.25	
	CGB 2.8 321115	11,000,000	11,824,865.80	
	CGB 2.91 281014	4,000,000	4,175,476.00	
	CGB 3.0 531015	5,500,000	6,512,807.95	
オフショア人民元 合計		72,500,000	76,438,869.10 (1,655,360,149)	
合計			18,577,200,702 (18,577,200,702)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	国債証券 40銘柄	42.35%	43.69%
カナダドル	国債証券 4銘柄	1.66%	1.71%
メキシコペソ	国債証券 2銘柄	2.58%	2.66%
ユーロ	国債証券 80銘柄	29.68%	30.62%
ポンド	国債証券 17銘柄	5.63%	5.81%

スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	0.18%	0.19%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	1.93%	1.99%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	0.22%	0.23%
ポーランドズロチ	国債証券	2銘柄	2.29%	2.36%
オーストラリアドル	国債証券	2銘柄	1.05%	1.09%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	0.35%	0.36%
マレーシアリングット	国債証券	2銘柄	0.37%	0.38%
オフショア人民元	国債証券	9銘柄	8.64%	8.91%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

貸借対照表

	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	5,937,553	5,758,885
コール・ローン	12,776,977	77,613,205
株式	1,784,191,994	2,143,975,544
投資証券	9,731,436	19,020,908
未収配当金	1,399,528	2,305,836
未収利息	38	744
流動資産合計	1,814,037,526	2,248,675,122
資産合計	1,814,037,526	2,248,675,122
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	595,617,622	657,372,226
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,218,419,904	1,591,302,896
元本等合計	1,814,037,526	2,248,675,122
純資産合計	1,814,037,526	2,248,675,122
負債純資産合計	1,814,037,526	2,248,675,122

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

株式

移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。
原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

投資証券

	移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1．受益権の総数	595,617,622口	657,372,226口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3.0456円 (30,456円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3.4207円 (34,207円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	584,609,593円	595,617,622円
同期中追加設定元本額	123,197,623円	183,870,883円
同期中一部解約元本額	112,189,594円	122,116,279円
元本の内訳＊		
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 3 5	161,157,813円	154,381,600円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 4 5	167,976,825円	182,461,135円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 5 5	202,797,129円	231,859,216円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5	59,701,370円	84,075,621円

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
S O M P O世界分散ファンド（安定型）＜D C 年金＞	707,430円	558,435円
S O M P O世界分散ファンド（安定成長型）＜ D C年金＞	1,219,353円	1,730,265円
S O M P O世界分散ファンド（成長型）＜D C 年金＞	2,057,702円	2,305,954円
計	595,617,622円	657,372,226円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	183,772,656	143,443,945
投資証券	2,358,059	286,121
合計	186,130,715	143,157,824

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表

（ 1 ）株式

2025年11月4日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ドル	CONOCOPHILLIPS	1,150	88.57	101,855.50	
	AMCOR PLC	9,510	7.86	74,748.60	
	AVERY DENNISON CORPORATION	430	174.27	74,936.10	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	1,030	46.27	47,658.10	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	350	345.64	120,974.00	
	LOCKHEED MARTIN CORPORAT	50	487.94	24,397.00	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	800	364.54	291,632.00	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	1,890	66.36	125,420.40	
	FEDEX CORP	120	252.99	30,358.80	
	UNION PACIFIC CORP	1,110	218.82	242,890.20	
	UNITED PARCEL SERVICE-CLB	1,830	94.09	172,184.70	
	NIKE INC -CL B	2,950	62.65	184,817.50	
	ALPHABET INC-CL A	2,410	283.72	683,765.20	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	280	637.71	178,558.80	
	AMAZON.COM INC	800	254.00	203,200.00	
	HOME DEPOT INC	747	378.35	282,627.45	
	LOWE'S COMPANIES INC	170	235.64	40,058.80	
	ROSS STORES INC	580	161.20	93,496.00	

TJX COMPANIES INC	600	140.41	84,246.00
ULTA BEAUTY INC	510	517.43	263,889.30
SYSCO CORP	2,150	72.90	156,735.00
TARGET CORP	150	91.45	13,717.50
WAL-MART STORES INC	1,980	101.59	201,148.20
COCA-COLA COMPANY	3,310	67.97	224,980.70
COLGATE-PALMOLIVE CO	2,350	74.98	176,203.00
ESTEE LAUDER COMPANIES INC	310	93.25	28,907.50
CVS HEALTH CORPORATION	2,580	78.44	202,375.20
MEDTRONIC INC	2,900	90.20	261,580.00
BIOGEN INC	190	151.44	28,773.60
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	760	46.02	34,975.20
JOHNSON & JOHNSON	1,863	186.26	347,002.38
MERCK & CO. INC.	1,010	82.49	83,314.90
BANK OF AMERICA CORP	710	53.56	38,027.60
CITIGROUP INC	400	101.61	40,644.00
JP MORGAN CHASE & CO	640	309.35	197,984.00
TRUIST FINANCIAL CORP	3,140	44.22	138,850.80
S&P GLOBAL INC	430	497.02	213,718.60
VISA INC-CLASS A SHARES	1,096	336.90	369,242.40
ALLSTATE CORP	880	191.25	168,300.00
AON CORP	210	339.84	71,366.40
MARSH&MCLENNAN COS	550	177.13	97,421.50
ACCENTURE PLC-CL A	680	248.44	168,939.20
ADOBE SYSTEMS INC	800	337.47	269,976.00
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	430	74.53	32,047.90
MICROSOFT CORP	1,550	517.03	801,396.50
SALESFORCE INC	1,080	261.34	282,247.20
APPLE INC	2,600	269.05	699,530.00
CISCO SYSTEMS INC	1,710	74.45	127,309.50
VERIZON COMMUNICATIONS	4,120	39.47	162,616.40
DOMINION RESOURCE INC/VA	300	58.49	17,547.00
EXELON CORP	550	46.20	25,410.00
NEXTERA ENERGY INC	1,450	81.78	118,581.00
APPLIED MATERIALS INC	430	237.71	102,215.30
BROADCOM INC	210	362.55	76,135.50
INTEL CORP	5,290	39.50	208,955.00
KLA CORP	110	1,219.14	134,105.40
NVIDIA CORP	2,990	206.88	618,571.20
QUALCOMM INCORPORATED	960	180.72	173,491.20
TEXAS INSTRUMENTS INCORPORATED	420	161.46	67,813.20
	80,606		10,503,870.43

ドル 小計				(1,621,587,516)	
カナダドル	TC ENERGY CORP	400	70.33	28,132.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	1,600	54.05	86,480.00	
カナダドル 小計		2,000		114,612.00 (12,580,959)	
ユーロ	NESTE OIL OYJ	7,553	17.80	134,443.40	
	TOTAL SA	2,759	53.79	148,406.61	
	AIR LIQUIDE SA	149	167.76	24,996.24	
	BASF AG	2,974	42.93	127,673.82	
	VINCI S.A.	1,145	115.45	132,190.25	
	DHL GROUP REG	696	39.75	27,666.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	166	616.80	102,388.80	
	INDITEX	1,167	47.47	55,397.49	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	646	53.06	34,276.76	
	HEINEKEN NV	281	67.18	18,877.58	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	3,619	23.71	85,806.49	
	SANOFI	2,170	86.94	188,659.80	
	ALLIANZ AG-REG	302	353.00	106,606.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-RE	190	535.60	101,764.00	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	3,746	34.61	129,649.06	
ユーロ 小計		27,563		1,418,802.30 (251,993,476)	
ポンド	RIO TINTO PLC	2,331	53.60	124,941.60	
	PERSIMMON PLC	4,408	12.12	53,447.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	2,807	40.08	112,504.56	
	DIAGEO PLC	964	17.76	17,125.46	
	GSK PLC	5,849	17.57	102,766.93	
	VODAFONE GROUP PLC	24,270	0.87	21,202.27	
ポンド 小計		40,629		431,987.82 (87,538,011)	
スイスフラン	GEBERIT AG-REG	120	591.00	70,920.00	
	NESTLE SA-REGISTERED-B	743	77.70	57,731.10	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	423	259.50	109,768.50	
	SWISS RE LTD	150	146.35	21,952.50	
スイスフラン 小計		1,436		260,372.10 (49,668,581)	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	3,277	359.20	1,177,098.40	
スウェーデンクローナ 小計		3,277		1,177,098.40 (19,139,619)	
ノルウェークローネ	TELENOR ASA	5,178	150.10	777,217.80	
		5,178		777,217.80	

ノルウェークローネ 小計				(11,852,571)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	3,449	315.30	1,087,469.70	
デンマーククローネ 小計		3,449		1,087,469.70	
				(25,870,904)	
オーストラリアドル	BHP BILLITON LTD	4,540	43.37	196,899.80	
	WOOLWORTHS LTD	2,825	28.22	79,721.50	
	CSL LIMITED	196	175.39	34,376.44	
	WESTPAC BANKING CORP	1,612	39.82	64,189.84	
オーストラリアドル 小計		9,173		375,187.58	
				(37,867,682)	
シンガポールドル	OVERSEA-CHINESE BANKING	6,700	17.07	114,369.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	3,000	34.85	104,550.00	
シンガポールドル 小計		9,700		218,919.00	
				(25,876,225)	
合計		183,011		2,143,975,544	
				(2,143,975,544)	

(2) 株式以外の有価証券

2025年11月4日現在

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ドル	CROWN CASTLE INC	640	57,292.80	
		PUBLIC STORAGE	80	22,209.60	
	ドル 合計		720	79,502.40	
				(12,273,580)	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	20,100	57,084.00	
シンガポールドル 合計			20,100	57,084.00	
				(6,747,328)	
合計			20,820	19,020,908	
				(19,020,908)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 1 . 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額です。

2 . 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 . 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	株式 59銘柄	72.11%	—	75.54%
	投資証券 2銘柄	—	0.55%	
カナダドル	株式 2銘柄	0.56%	—	0.58%
ユーロ	株式 15銘柄	11.21%	—	11.65%
ポンド	株式 6銘柄	3.89%	—	4.05%
スイスフラン	株式 4銘柄	2.21%	—	2.30%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	0.85%	—	0.88%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	0.53%	—	0.55%

デンマーククローネ	株式	1銘柄	1.15%	—	1.20%
オーストラリアドル	株式	4銘柄	1.68%	—	1.75%
シンガポールドル	株式	2銘柄	1.15%	—	1.51%
	投資証券	1銘柄	—	0.30%	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

貸借対照表

	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	26,163,050	53,667,962
コール・ローン	9,494,443	20,032,887
国債証券	1,774,930,506	1,857,199,474
派生商品評価勘定	29,431,816	24,421,121
未収入金	-	28,235,972
未収利息	25,779,536	31,202,730
前払費用	6,450,779	1,412,838
差入保証金	5,000,000	5,000,000
流動資産合計	1,877,250,130	2,021,172,984
資産合計	1,877,250,130	2,021,172,984
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	28,845,472	35,840,155
未払金	-	49,469,743
流動負債合計	28,845,472	85,309,898
負債合計	28,845,472	85,309,898
純資産の部		
元本等		
元本	993,610,617	895,769,734
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	854,794,041	1,040,093,352
元本等合計	1,848,404,658	1,935,863,086
純資産合計	1,848,404,658	1,935,863,086
負債純資産合計	1,877,250,130	2,021,172,984

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 直物為替先渡取引

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、価格提供会社の提供する価額で評価しております。
4. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券売買等損益、為替差損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1. 受益権の総数	993,610,617口	895,769,734口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.8603円 (18,603円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2.1611円 (21,611円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。 為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 直物為替先渡取引は信託財産に属する資産の効率的な運用または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2023年11月3日 至 2024年11月5日	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,580,600,563円	993,610,617円
同期中追加設定元本額	346,018,532円	200,931,982円
同期中一部解約元本額	933,008,478円	298,772,865円
元本の内訳*		
エマージング債券ファンド（為替戦略型）（F o F s 用）（適格機関投資家専用）	498,372,836円	355,267,826円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2035	231,455,961円	219,448,488円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2045	194,110,794円	234,128,580円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2055	65,060,515円	80,707,744円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2065	4,610,511円	6,217,096円
計	993,610,617円	895,769,734円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年11月5日現在	2025年11月4日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	16,991,597	82,521,140
合計	16,991,597	82,521,140

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年11月5日 現在	2025年11月4日 現在
---------------	---------------

種類	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	754,935,584	-	771,401,758	16,466,174	661,594,518	-	683,684,564	22,090,046
ドル	391,692,881	-	401,084,124	9,391,243	376,502,559	-	387,636,462	11,133,903
メキシコペソ	28,351,428	-	28,347,309	4,119	4,793,964	-	4,877,577	83,613
ハンガリーフォリ ント	86,983,243	-	85,838,507	1,144,736	38,856,701	-	39,881,707	1,025,006
ポーランドズロチ	68,689,798	-	68,355,014	334,784	963,513	-	968,536	5,023
タイバーツ	46,117,920	-	48,597,938	2,480,018	42,410,386	-	44,274,579	1,864,193
ランド	87,324,518	-	91,465,532	4,141,014	24,661,838	-	25,203,910	542,072
オフショア人民元	45,775,796	-	47,713,334	1,937,538	173,405,557	-	180,841,793	7,436,236
売建	757,435,584	-	773,562,913	16,127,329	661,594,518	-	689,742,120	28,147,602
ドル	365,742,703	-	374,823,274	9,080,571	285,091,959	-	295,475,835	10,383,876
メキシコペソ	192,847,713	-	195,716,931	2,869,218	165,607,363	-	174,711,012	9,103,649
ハンガリーフォリ ント	69,465,048	-	69,349,862	115,186	21,591,567	-	21,770,853	179,286
ポーランドズロチ	34,679,257	-	34,660,529	18,728	8,466,535	-	8,608,751	142,216
タイバーツ	628,617	-	639,798	11,181	42,317,177	-	44,274,579	1,957,402
ランド	93,464,322	-	97,752,560	4,288,238	134,921,705	-	141,181,295	6,259,590
オフショア人民元	607,924	-	619,959	12,035	3,598,212	-	3,719,795	121,583
合計	1,512,371,168	-	1,544,964,671	338,845	1,323,189,036	-	1,373,426,684	6,057,556

（注）時価の算定方法

- １．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

- ２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- ３．換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

種類	2024年11月5日 現在				2025年11月4日 現在			
	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引 直物為替先渡取引								
買建	406,303,387	-	397,209,490	9,093,897	332,210,473	-	329,131,885	3,078,588
ブラジルリアル	93,346,848	-	90,491,596	2,855,252	62,688,975	-	63,932,273	1,243,298
チリアンペソ	32,256,869	-	31,134,356	1,122,513	7,466,643	-	7,789,550	322,907
コロンビアペソ	16,873,931	-	16,174,306	699,625	77,302,612	-	77,523,338	220,726
ペルーヌエボソル	50,750,251	-	50,438,602	311,649	586,356	-	587,506	1,150
フィリピンペソ	82,763,521	-	79,872,701	2,890,820	37,730,344	-	37,300,085	430,259
インドネシアルピア	-	-	-	-	18,323,426	-	18,230,025	93,401
ウォン	113,432,540	-	112,239,434	1,193,106	120,334,160	-	116,019,342	4,314,818
インディアンルピー	16,879,427	-	16,858,495	20,932	7,777,957	-	7,749,766	28,191
売建	378,788,097	-	369,446,701	9,341,396	256,115,031	-	258,397,921	2,282,890

ブラジルレアル	120,445,152	-	117,211,819	3,233,333	7,803,727	-	7,943,337	139,610
チリアンペソ	23,566,531	-	23,239,459	327,072	7,605,072	-	7,789,548	184,476
コロンビアペソ	83,852,845	-	79,586,410	4,266,435	166,649,654	-	168,056,073	1,406,419
ペルーヌエボソル	24,288,053	-	24,173,078	114,975	56,355,610	-	56,989,008	633,398
フィリピンペソ	1,567,380	-	1,533,871	33,509	490,996	-	485,980	5,016
インドネシアルピア	114,408,386	-	113,089,955	1,318,431	4,509,299	-	4,487,721	21,578
ウォン	2,214,782	-	2,177,078	37,704	3,068,303	-	3,022,880	45,423
インドシアトルピー	8,444,968	-	8,435,031	9,937	9,632,370	-	9,623,374	8,996
合計	785,091,484	-	766,656,191	247,499	588,325,504	-	587,529,806	5,361,478

（注）時価の算定方法

- １．価格提供会社の提供する価額で評価しております。
- ２．直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- ３．換算において円未満の端数は切捨てております。

附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年11月4日現在

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO 4.5 351122	304,100	2,600,773.91	
		MEXICO 7.5 270603	4,585,600	4,593,762.36	
		MEXICO 7.5 330526	1,809,100	1,706,686.84	
		MEXICO 7.75 310529	5,600,700	5,455,585.85	
		MEXICO 7.75 341123	2,392,600	2,252,776.44	
		MEXICO 7.75 421113	5,351,500	4,608,176.65	
		MEXICO 8.0 471107	5,135,900	4,470,749.58	
		MEXICO 8.0 530731	5,336,400	4,604,832.92	
		MEXICO 8.5 290531	4,055,900	4,118,928.68	
		MEXICO 8.5 381118	4,640,400	4,415,062.17	
	メキシコペソ 合計		39,212,200	38,827,335.40 (324,049,058)	
	ブラジルレアル	BRAZIL 10.0 270101	636,000	633,721.20	
		BRAZIL 10.0 290101	2,779,000	2,663,757.64	
		BRAZIL 10.0 310101	2,614,000	2,385,753.34	
		BRAZIL 10.0 330101	1,258,000	1,103,498.72	
		BRAZIL 10.0 350101	942,000	802,111.10	
		BRAZIL 6.0 450515	84,000	343,575.97	
		BRAZIL 6.0 500815	136,000	543,274.37	
	ブラジルレアル 合計		8,449,000	8,475,692.34 (244,109,262)	
	コロンビアペソ	COLOMBIA 11.5 460725	65,000,000	62,040,850.95	
		COLOMBIA 13.25 330209	313,100,000	335,718,566.29	
		COLOMBIA 5.75 271103	413,300,000	384,703,773.00	

	COLOMBIA 6.0 280428	1,097,900,000	997,328,594.19	
	COLOMBIA 7.0 310326	463,000,000	382,648,623.32	
	COLOMBIA 7.0 320630	762,800,000	605,118,942.20	
	COLOMBIA 7.25 341018	955,300,000	734,008,451.99	
	COLOMBIA 7.25 501026	653,200,000	420,369,028.62	
	COLOMBIA 7.75 300918	414,900,000	362,286,456.31	
	COLOMBIA 9.25 420528	146,500,000	118,140,081.70	
コロンビアペソ 合計		5,285,000,000	4,402,363,368.57	(176,200,191)
ペルーヌエボソル	PERU 5.35 400812	183,000	162,078.40	
	PERU 5.4 340812	181,000	176,060.52	
	PERU 6.85 350812	65,000	68,724.28	
	PERU 6.9 370812	314,000	327,593.84	
	PERU 7.3 330812	150,000	167,772.10	
	PERU 7.6 390812	508,000	554,861.98	
ペルーヌエボソル 合計		1,401,000	1,457,091.12	(66,574,347)
トルコリラ	TURKEY 26.2 331005	10,651,000	9,617,853.00	
	TURKEY 30.0 290912	1,519,000	1,401,277.50	
トルコリラ 合計		12,170,000	11,019,130.50	(40,458,941)
ハンガリーフォリント	HUNGARY 2.0 290523	3,740,000	3,231,226.44	
	HUNGARY 2.25 330420	79,750,000	59,676,127.50	
	HUNGARY 3.0 300821	81,130,000	70,113,830.28	
	HUNGARY 3.0 381027	46,580,000	31,085,500.23	
	HUNGARY 3.0 410425	32,280,000	20,125,172.90	
ハンガリーフォリント 合計		243,480,000	184,231,857.35	(84,560,027)
ポーランドズロチ	POLAND 1.75 320425	299,000	247,188.90	
	POLAND 2.75 280425	179,000	173,351.44	
	POLAND 5.0 341025	660,000	650,627.63	
	POLAND 6.0 331025	625,000	661,282.75	
ポーランドズロチ 合計		1,763,000	1,732,450.72	(72,335,707)
マレーシアリンギット	MALAYSIA 2.632 310415	1,890,000	1,820,059.49	
	MALAYSIA 3.502 270531	371,000	373,556.33	
	MALAYSIA 3.519 280420	608,000	613,259.20	
	MALAYSIA 3.582 320715	598,000	601,773.38	
	MALAYSIA 3.828 340705	193,000	196,947.33	
	MALAYSIA 3.885 290815	441,000	450,971.36	
	MALAYSIA 3.899 271116	1,527,000	1,551,043.67	
	MALAYSIA 3.9 261130	849,000	858,041.24	
	MALAYSIA 4.054 390418	251,000	258,730.80	

		MALAYSIA 4.642 331107	110,000	118,401.95	
		MALAYSIA 4.696 421015	258,000	284,215.58	
		MALAYSIA 4.893 380608	245,000	272,696.21	
マレーシアリングット 合計			7,341,000	7,399,696.54 (271,770,134)	
インドネシアルピア		INDONESIA 6.25 360615	2,473,000,000	2,487,838,000.00	
		INDONESIA 6.375 370715	3,505,000,000	3,534,792,500.00	
		INDONESIA 6.625 340215	3,613,000,000	3,726,809,500.00	
		INDONESIA 6.75 350715	1,703,000,000	1,780,060,750.00	
		INDONESIA 6.875 290415	1,802,000,000	1,886,694,000.00	
		INDONESIA 7.0 270515	2,607,000,000	2,682,603,000.00	
		INDONESIA 7.0 330215	331,000,000	347,550,000.00	
		INDONESIA 7.125 380615	2,522,000,000	2,682,147,000.00	
		INDONESIA 7.125 400815	1,343,000,000	1,433,007,860.00	
		INDONESIA 7.125 430615	703,000,000	749,046,500.00	
		INDONESIA 7.125 450815	1,067,000,000	1,140,249,550.00	
		INDONESIA 7.5 350615	2,612,000,000	2,856,222,000.00	
		INDONESIA 7.5 400415	2,117,000,000	2,323,407,500.00	
		INDONESIA 8.25 290515	6,060,000,000	6,620,550,000.00	
インドネシアルピア 合計			32,458,000,000	34,250,978,160.00 (318,534,096)	
インドシアトルピー		INDIA 7.18 370724	5,280,000	5,389,590.09	
		INDIA 7.3 530619	10,000	10,006.40	
インドシアトルピー 合計			5,290,000	5,399,596.49 (9,449,293)	
ランド		S-AFRICA 11.625 530331	211,268	245,623.93	
		S-AFRICA 6.25 360331	3,509,052	2,842,792.82	
		S-AFRICA 6.5 410228	2,178,192	1,616,324.89	
		S-AFRICA 8.5 370131	4,706,956	4,439,746.20	
		S-AFRICA 8.75 440131	8,122,568	7,278,026.26	
		S-AFRICA 8.75 480228	9,437,245	8,426,835.13	
		S-AFRICA 9.0 400131	3,308,733	3,114,558.60	
ランド 合計			31,474,014	27,963,907.83 (249,158,418)	
合計				1,857,199,474 (1,857,199,474)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
メキシコペソ	国債証券 10銘柄	16.74%	17.45%
ブラジルリアル	国債証券 7銘柄	12.61%	13.14%

コロンビアペソ	国債証券	10銘柄	9.10%	9.49%
ペルーヌエボソル	国債証券	6銘柄	3.44%	3.58%
トルコリラ	国債証券	2銘柄	2.09%	2.18%
ハンガリーフォリント	国債証券	5銘柄	4.37%	4.55%
ポーランドズロチ	国債証券	4銘柄	3.74%	3.89%
マレーシアリンギット	国債証券	12銘柄	14.04%	14.63%
インドネシアルピア	国債証券	14銘柄	16.45%	17.15%
インディアンルピー	国債証券	2銘柄	0.49%	0.51%
ランド	国債証券	7銘柄	12.87%	13.42%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第1号第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

【中間財務諸表】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2025年11月5日から2026年5月4日までの中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2025年11月4日現在	第5期中間計算期間末 2026年5月4日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,726	5,266,192
コール・ローン	18,316,581	15,379,326
投資信託受益証券	138,700,944	204,101,684
親投資信託受益証券	642,990,563	925,955,726
派生商品評価勘定	16,916	96,039
未収利息	175	252
流動資産合計	800,028,905	1,150,799,219
資産合計	800,028,905	1,150,799,219
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,054,376	3,535,682
未払受託者報酬	104,338	152,441
未払委託者報酬	3,825,653	5,589,340
その他未払費用	30,195	44,164
流動負債合計	5,014,562	9,321,627
負債合計	5,014,562	9,321,627
純資産の部		
元本等		
元本	445,147,921	561,468,900
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	349,866,422	580,008,692
元本等合計	795,014,343	1,141,477,592
純資産合計	795,014,343	1,141,477,592
負債純資産合計	800,028,905	1,150,799,219

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2024年11月6日 至 2025年5月5日	第5期中間計算期間 自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
営業収益		
受取配当金	1,704,516	2,325,704
受取利息	7,335	33,365
有価証券売買等損益	7,266,394	120,535,748
為替差損益	4,417,735	2,647,434
営業収益合計	9,972,278	125,542,251
営業費用		
受託者報酬	84,226	152,441
委託者報酬	3,088,305	5,589,340
その他費用	42,597	71,901
営業費用合計	3,215,128	5,813,682
営業利益又は営業損失（ ）	13,187,406	119,728,569
経常利益又は経常損失（ ）	13,187,406	119,728,569
中間純利益又は中間純損失（ ）	13,187,406	119,728,569
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,651,856	10,583,271
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	168,633,356	349,866,422
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,766,495	202,427,510
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,766,495	202,427,510
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,649,047	81,430,538
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,649,047	81,430,538
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	173,215,254	580,008,692

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 市場価格のある有価証券については、原則として取引所における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。中間計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しております。 市場価格のない有価証券については、中間計算期間末日または知りうる直近の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき中間計算期間末日の基準価額で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年11月2日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2025年11月4日、当中間計算期間末日を2026年5月4日としております。

（中間貸借対照表に関する注記）

期別	第4期 2025年11月4日現在	第5期中間計算期間末 2026年5月4日現在
1．受益権の総数	445,147,921口	561,468,900口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.7860円 (17,860円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2.0330円 (20,330円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第4期中間計算期間 自 2024年11月6日 至 2025年5月5日	第5期中間計算期間 自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の49の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2025年11月4日現在	第5期中間計算期間末 2026年5月4日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項目	第4期 2025年11月4日現在	第5期中間計算期間末 2026年5月4日現在
2．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（その他の注記）

項目	第4期 自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	第5期中間計算期間 自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
期首元本額	338,409,507円	445,147,921円
期中追加設定元本額	247,700,578円	217,140,475円
期中一部解約元本額	140,962,164円	100,819,496円

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

種類	第4期 2025年11月4日 現在				第5期中間計算期間末 2026年5月4日 現在			
	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	6,157,644	-	6,174,560	16,916	-	-	-	-
ドル	6,157,644	-	6,174,560	16,916	-	-	-	-
売建	-	-	-	-	4,807,800	-	4,711,761	96,039
ドル	-	-	-	-	4,807,800	-	4,711,761	96,039
合計	6,157,644	-	6,174,560	16,916	4,807,800	-	4,711,761	96,039

（注）時価の算定方法

- 1．計算期間末日または中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日または中間計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日または中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日または中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

（ロ）計算期間末日または中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

- 2．計算期間末日または中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日または中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3．換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（参考）

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065の主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

貸借対照表

	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	129,884	830,585
コール・ローン	508,405,775	1,426,660,869
国債証券	26,940,375,400	28,951,028,100
地方債証券	-	521,474,004
特殊債券	42,087,466	411,451,057
社債券	7,779,117,000	7,051,054,000
未収入金	2,144,641,500	5,452,483,900
未収利息	82,144,220	100,262,208
前払費用	9,136,739	29,183,393
流動資産合計	37,506,037,984	43,944,428,116
資産合計	37,506,037,984	43,944,428,116
負債の部		
流動負債		
未払金	2,273,496,100	5,893,742,000
流動負債合計	2,273,496,100	5,893,742,000
負債合計	2,273,496,100	5,893,742,000
純資産の部		
元本等		
元本	26,950,787,915	30,227,973,312
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,281,753,969	7,822,712,804
元本等合計	35,232,541,884	38,050,686,116
純資産合計	35,232,541,884	38,050,686,116
負債純資産合計	37,506,037,984	43,944,428,116

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1．受益権の総数	26,950,787,915口	30,227,973,312口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3073円 (1万口当たり純資産額) (13,073円)	1口当たり純資産額 1.2588円 (1万口当たり純資産額) (12,588円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

項目	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

項目	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	23,975,273,498円	26,950,787,915円
同期中追加設定元本額	6,934,450,202円	3,985,201,591円
同期中一部解約元本額	3,958,935,785円	708,016,194円
元本の内訳*		
S O M P O ターゲット・リターン戦略ファンド（2%コース）（F o F s 用）（適格機関投資家専用）	17,822,006円	24,373,085円
S O M P O ターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s 用）（適格機関投資家専用）	30,643,165円	56,995,848円
損保ジャパン国内債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,134,475,605円	1,147,391,063円
マルチアセット戦略ファンド（4%型）（非課税適格機関投資家専用）	336,040,287円	554,898,576円
損保ジャパン日本債券ファンド	956,640,489円	954,471,687円
ハッピーエイジング20	540,064,658円	648,940,851円
ハッピーエイジング30	2,013,663,635円	2,373,062,796円
ハッピーエイジング40	8,630,945,329円	9,789,940,696円
ハッピーエイジング50	5,891,165,172円	6,410,815,784円
ハッピーエイジング60	3,269,554,671円	3,278,453,098円
好配当グローバルR E I T プレミアム・ファンド 通貨セレクトコース	97,401,732円	104,545,007円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2035	2,504,325,266円	2,929,833,874円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2045	1,037,879,229円	1,317,103,648円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2055	453,221,197円	582,497,342円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2065	31,550,583円	48,029,775円
S O M P O 世界分散ファンド（安定型）＜D C 年金＞	3,086,510円	3,511,833円
S O M P O 世界分散ファンド（安定成長型）＜D C 年金＞	1,498,242円	2,080,370円
S O M P O 世界分散ファンド（成長型）＜D C 年金＞	810,139円	1,027,979円
計	26,950,787,915円	30,227,973,312円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド

貸借対照表

	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,029,432,536	632,693,595
株式	106,634,574,330	96,199,879,170
未収配当金	1,188,765,215	1,076,466,260
未収利息	9,871	10,400
流動資産合計	108,852,781,952	97,909,049,425
資産合計	108,852,781,952	97,909,049,425
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	22,152,007,395	16,602,166,444
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	86,700,774,557	81,306,882,981
元本等合計	108,852,781,952	97,909,049,425
純資産合計	108,852,781,952	97,909,049,425
負債純資産合計	108,852,781,952	97,909,049,425

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1．受益権の総数	22,152,007,395口	16,602,166,444口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 4.9139円 (1万口当たり純資産額) (49,139円)	1口当たり純資産額 5.8974円 (1万口当たり純資産額) (58,974円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

項目	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	17,416,044,620円	22,152,007,395円
同期中追加設定元本額	7,547,271,470円	427,070,207円
同期中一部解約元本額	2,811,308,695円	5,976,911,158円
元本の内訳＊		
損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（F o F s 用）（適格機関投資家専用）	16,943,875,997円	11,668,534,283円
一任専用・国内株式ラージキャップ・バリュー運用ファンド（適格機関投資家専用）	68,766,415円	62,867,274円
ハッピーエイジング２０	1,884,841,196円	1,825,404,724円
ハッピーエイジング３０	1,486,646,373円	1,412,237,318円
ハッピーエイジング４０	1,088,353,311円	995,249,858円
ハッピーエイジング５０	263,604,982円	231,312,281円
ハッピーエイジング６０	48,769,666円	39,402,880円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０３５	144,069,860円	134,895,667円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０４５	112,170,988円	113,519,547円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０５５	82,096,902円	84,083,789円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド２０６５	28,123,328円	33,947,700円
S O M P O 世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	98,237円	92,075円
S O M P O 世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	224,193円	215,343円
S O M P O 世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	365,947円	403,705円
計	22,152,007,395円	16,602,166,444円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

S J A M スモールキャップ・マザーファンド

貸借対照表

	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,095,174,798	674,513,909
株式	24,021,681,380	27,246,620,220
未収入金	-	76,582,488
未収配当金	269,622,400	348,663,700
未収利息	10,501	11,087
流動資産合計	25,386,489,079	28,346,391,404
資産合計	25,386,489,079	28,346,391,404
負債の部		
流動負債		
未払金	-	85,714,472
流動負債合計	-	85,714,472
負債合計	-	85,714,472
純資産の部		
元本等		
元本	4,031,374,991	3,757,168,257

	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	21,355,114,088	24,503,508,675
元本等合計	25,386,489,079	28,260,676,932
純資産合計	25,386,489,079	28,260,676,932
負債純資産合計	25,386,489,079	28,346,391,404

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1．受益権の総数	4,031,374,991口	3,757,168,257口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 6.2972円 (1万口当たり純資産額) (62,972円)	1口当たり純資産額 7.5218円 (1万口当たり純資産額) (75,218円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

項目	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,374,825,171円	4,031,374,991円
同期中追加設定元本額	305,608,861円	164,499,489円
同期中一部解約元本額	649,059,041円	438,706,223円
元本の内訳＊		
ハッピーエイジング20	1,478,574,976円	1,408,141,015円
ハッピーエイジング30	1,166,265,244円	1,089,398,761円
ハッピーエイジング40	853,576,795円	767,720,240円
ハッピーエイジング50	206,743,895円	178,424,902円
ハッピーエイジング60	38,251,385円	30,422,336円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2035	112,992,309円	104,038,111円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2045	87,967,904円	87,378,097円

項目	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 5 5	64,406,460円	64,861,143円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5	22,061,172円	26,242,032円
S O M P O 世界分散ファンド（安定型）＜D C 年金＞	76,694円	70,202円
S O M P O 世界分散ファンド（安定成長型）＜D C 年金＞	172,065円	164,383円
S O M P O 世界分散ファンド（成長型）＜D C 年金＞	286,092円	307,035円
計	4,031,374,991円	3,757,168,257円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

貸借対照表

	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	163,909,644	188,217,508
コール・ローン	219,607,670	487,655,883
国債証券	18,577,200,702	19,827,363,461
未収利息	168,691,351	139,870,038
前払費用	35,979,090	74,528,149
流動資産合計	19,165,388,457	20,717,635,039
資産合計	19,165,388,457	20,717,635,039
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	8,684,698,553	9,142,359,729
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	10,480,689,904	11,575,275,310
元本等合計	19,165,388,457	20,717,635,039
純資産合計	19,165,388,457	20,717,635,039
負債純資産合計	19,165,388,457	20,717,635,039

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 外貨建取引等の処理基準

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

期別	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1. 受益権の総数	8,684,698,553口	9,142,359,729口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.2068円 (1万口当たり純資産額) (22,068円)	1口当たり純資産額 2.2661円 (1万口当たり純資産額) (22,661円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

項目	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,843,973,358円	8,684,698,553円
同期中追加設定元本額	1,245,896,748円	971,265,487円
同期中一部解約元本額	405,171,553円	513,604,311円
元本の内訳*		
ハッピーエイジング20	969,444,353円	1,065,707,551円
ハッピーエイジング30	3,012,201,398円	3,247,509,430円
ハッピーエイジング40	2,347,438,360円	2,435,846,784円
ハッピーエイジング50	680,272,143円	677,190,331円
ハッピーエイジング60	434,764,447円	398,766,870円
損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）	484,787,174円	500,280,003円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2035	626,693,046円	665,505,591円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2045	76,452,690円	87,778,208円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2055	38,880,302円	45,203,605円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2065	10,690,779円	14,926,972円
S O M P O 世界分散ファンド（安定型）＜DC年金＞	335,936円	350,597円
S O M P O 世界分散ファンド（安定成長型）＜DC年金＞	699,120円	737,099円
S O M P O 世界分散ファンド（成長型）＜DC年金＞	2,038,805円	2,556,688円
計	8,684,698,553円	9,142,359,729円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

貸借対照表

	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	5,758,885	9,177,216
コール・ローン	77,613,205	48,976,090
株式	2,143,975,544	2,661,345,253
投資証券	19,020,908	21,064,760
未収配当金	2,305,836	4,144,445
未収利息	744	805
流動資産合計	2,248,675,122	2,744,708,569
資産合計	2,248,675,122	2,744,708,569
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	657,372,226	719,093,856
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,591,302,896	2,025,614,713
元本等合計	2,248,675,122	2,744,708,569
純資産合計	2,248,675,122	2,744,708,569
負債純資産合計	2,248,675,122	2,744,708,569

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 外貨建取引等の処理基準

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

期別	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1. 受益権の総数	657,372,226口	719,093,856口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3.4207円 (34,207円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 3.8169円 (38,169円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(その他の注記)

項目	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	595,617,622円	657,372,226円
同期中追加設定元本額	183,870,883円	96,500,748円
同期中一部解約元本額	122,116,279円	34,779,118円
元本の内訳*		
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2035	154,381,600円	152,896,029円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2045	182,461,135円	197,775,892円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2055	231,859,216円	254,560,402円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2065	84,075,621円	108,750,419円
S O M P O 世界分散ファンド（安定型）＜DC年金＞	558,435円	565,312円
S O M P O 世界分散ファンド（安定成長型）＜DC年金＞	1,730,265円	1,885,803円
S O M P O 世界分散ファンド（成長型）＜DC年金＞	2,305,954円	2,659,999円
計	657,372,226円	719,093,856円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

貸借対照表

	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	53,667,962	19,719,219
コール・ローン	20,032,887	27,724,480
国債証券	1,857,199,474	2,616,551,505
派生商品評価勘定	24,421,121	63,855,706
未収入金	28,235,972	-
未収利息	31,202,730	36,195,380
前払費用	1,412,838	10,644,520
差入保証金	5,000,000	5,000,000
流動資産合計	2,021,172,984	2,779,690,810
資産合計	2,021,172,984	2,779,690,810
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	35,840,155	48,483,522
未払金	49,469,743	-
流動負債合計	85,309,898	48,483,522
負債合計	85,309,898	48,483,522
純資産の部		
元本等		
元本	895,769,734	1,187,763,308
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,040,093,352	1,543,443,980
元本等合計	1,935,863,086	2,731,207,288
純資産合計	1,935,863,086	2,731,207,288
負債純資産合計	2,021,172,984	2,779,690,810

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 直物為替先渡取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、価格提供会社の提供する価額で評価しております。
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1．受益権の総数	895,769,734口	1,187,763,308口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.1611円 (1万口当たり純資産額) (21,611円)	1口当たり純資産額 2.2995円 (1万口当たり純資産額) (22,995円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月4日現在	2026年5月4日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2024年11月6日 至 2025年11月4日	自 2025年11月5日 至 2026年5月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	993,610,617円	895,769,734円
同期中追加設定元本額	200,931,982円	304,464,270円
同期中一部解約元本額	298,772,865円	12,470,696円
元本の内訳＊		
エマージング債券ファンド（為替戦略型）（F o F s 用）（適格機関投資家専用）	355,267,826円	607,092,472円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2035	219,448,488円	222,088,253円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2045	234,128,580円	259,668,124円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2055	80,707,744円	90,656,194円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2065	6,217,096円	8,258,265円
計	895,769,734円	1,187,763,308円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

種類	2025年11月4日 現在				2026年5月4日 現在			
	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	661,594,518	-	683,684,564	22,090,046	2,316,262,473	-	2,293,960,969	22,301,504
ドル	376,502,559	-	387,636,462	11,133,903	1,178,352,791	-	1,163,841,363	14,511,428
メキシコペソ	4,793,964	-	4,877,577	83,613	48,039,084	-	47,111,898	927,186
ハンガリーフォリント	38,856,701	-	39,881,707	1,025,006	202,530,062	-	202,607,312	77,250
ポーランドズロチ	963,513	-	968,536	5,023	50,071,200	-	49,551,312	519,888
タイバーツ	42,410,386	-	44,274,579	1,864,193	190,175,038	-	186,252,528	3,922,510
ランド	24,661,838	-	25,203,910	542,072	147,231,236	-	144,214,661	3,016,575

オフショア人民元	173,405,557	-	180,841,793	7,436,236	499,863,062	-	500,381,895	518,833
売建	661,594,518	-	689,742,120	28,147,602	2,316,262,473	-	2,282,077,909	34,184,564
ドル	285,091,959	-	295,475,835	10,383,876	1,137,909,682	-	1,125,916,401	11,993,281
メキシコペソ	165,607,363	-	174,711,012	9,103,649	316,978,474	-	313,442,339	3,536,135
ハンガリーフォリント	21,591,567	-	21,770,853	179,286	110,315,041	-	108,638,809	1,676,232
ポーランドズロチ	8,466,535	-	8,608,751	142,216	118,798,774	-	117,129,126	1,669,648
タイバーツ	42,317,177	-	44,274,579	1,957,402	54,282,247	-	53,193,273	1,088,974
ランド	134,921,705	-	141,181,295	6,259,590	312,210,623	-	301,831,814	10,378,809
オフショア人民元	3,598,212	-	3,719,795	121,583	265,767,632	-	261,926,147	3,841,485
合計	1,323,189,036	-	1,373,426,684	6,057,556	4,632,524,946	-	4,576,038,878	11,883,060

(注) 時価の算定方法

- １．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

- ２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- ３．換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

種類	2025年11月4日 現在				2026年5月4日 現在			
	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）		時価 （円）	評価損益 （円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引								
直物為替先渡取引								
買建	332,210,473	-	329,131,885	3,078,588	729,654,708	-	731,912,348	2,257,640
ブラジルレアル	62,688,975	-	63,932,273	1,243,298	185,426,570	-	192,153,034	6,726,464
チリアンペソ	7,466,643	-	7,789,550	322,907	-	-	-	-
コロンビアペソ	77,302,612	-	77,523,338	220,726	36,989,026	-	36,393,792	595,234
ペルーヌエボソル	586,356	-	587,506	1,150	79,320,638	-	79,723,201	402,563
フィリピンペソ	37,730,344	-	37,300,085	430,259	70,642,868	-	69,709,749	933,119
インドネシアルピア	18,323,426	-	18,230,025	93,401	102,615,016	-	102,037,506	577,510
ウォン	120,334,160	-	116,019,342	4,314,818	209,509,376	-	207,495,940	2,013,436
インドシアトルピー	7,777,957	-	7,749,766	28,191	45,151,214	-	44,399,126	752,088
売建	256,115,031	-	258,397,921	2,282,890	697,068,733	-	695,837,247	1,231,486
ブラジルレアル	7,803,727	-	7,943,337	139,610	107,725,216	-	109,617,881	1,892,665
チリアンペソ	7,605,072	-	7,789,548	184,476	-	-	-	-
コロンビアペソ	166,649,654	-	168,056,073	1,406,419	123,597,843	-	123,150,610	447,233
ペルーヌエボソル	56,355,610	-	56,989,008	633,398	160,442,711	-	159,281,896	1,160,815
フィリピンペソ	490,996	-	485,980	5,016	-	-	-	-
インドネシアルピア	4,509,299	-	4,487,721	21,578	122,407,504	-	121,476,948	930,556
ウォン	3,068,303	-	3,022,880	45,423	156,581,610	-	156,472,302	109,308
インドシアトルピー	9,632,370	-	9,623,374	8,996	26,313,849	-	25,837,610	476,239
合計	588,325,504	-	587,529,806	5,361,478	1,426,723,441	-	1,427,749,595	3,489,126

(注) 時価の算定方法

- １．価格提供会社の提供する価額で評価しております。
- ２．直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- ３．換算において円未満の端数は切捨てております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5

2026年5月29日現在

資産総額	1,304,482,494円
負債総額	1,613,610円
純資産総額（ - ）	1,302,868,884円
発行済数量	602,800,714口
1単位当りの純資産額（ / ）	2.1614円

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2026年5月29日現在

資産総額	38,700,405,980円
負債総額	100,000,000円
純資産総額（ - ）	38,600,405,980円
発行済数量	30,798,966,802口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.2533円

（参考）S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド

2026年5月29日現在

資産総額	104,865,162,690円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	104,865,162,690円
発行済数量	16,445,632,762口
1単位当りの純資産額（ / ）	6.3765円

（参考）S J A M スモールキャップ・マザーファンド

2026年5月29日現在

資産総額	30,008,951,573円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	30,008,951,573円
発行済数量	3,640,307,411口
1単位当りの純資産額（ / ）	8.2435円

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2026年5月29日現在

資産総額	21,774,568,981円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	21,774,568,981円
発行済数量	9,446,386,514口
1単位当りの純資産額（ / ）	2.3051円

（参考）S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2026年5月29日現在

資産総額	2,917,180,258円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	2,917,180,258円
発行済数量	727,662,674口
1単位当りの純資産額（ / ）	4.0090円

（参考）S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2026年5月29日現在

資産総額	4,356,208,944円
負債総額	765,618,371円
純資産総額（ - ）	3,590,590,573円
発行済数量	1,533,105,397口
1単位当りの純資産額（ / ）	2.3420円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換

該当事項はありません。

2．受益者名簿

作成しません。

3．受益者集会

開催しません。

4．受益者に対する特典

ありません。

5．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6．受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

11．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2026年5月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

（2）会社の機構（2026年5月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

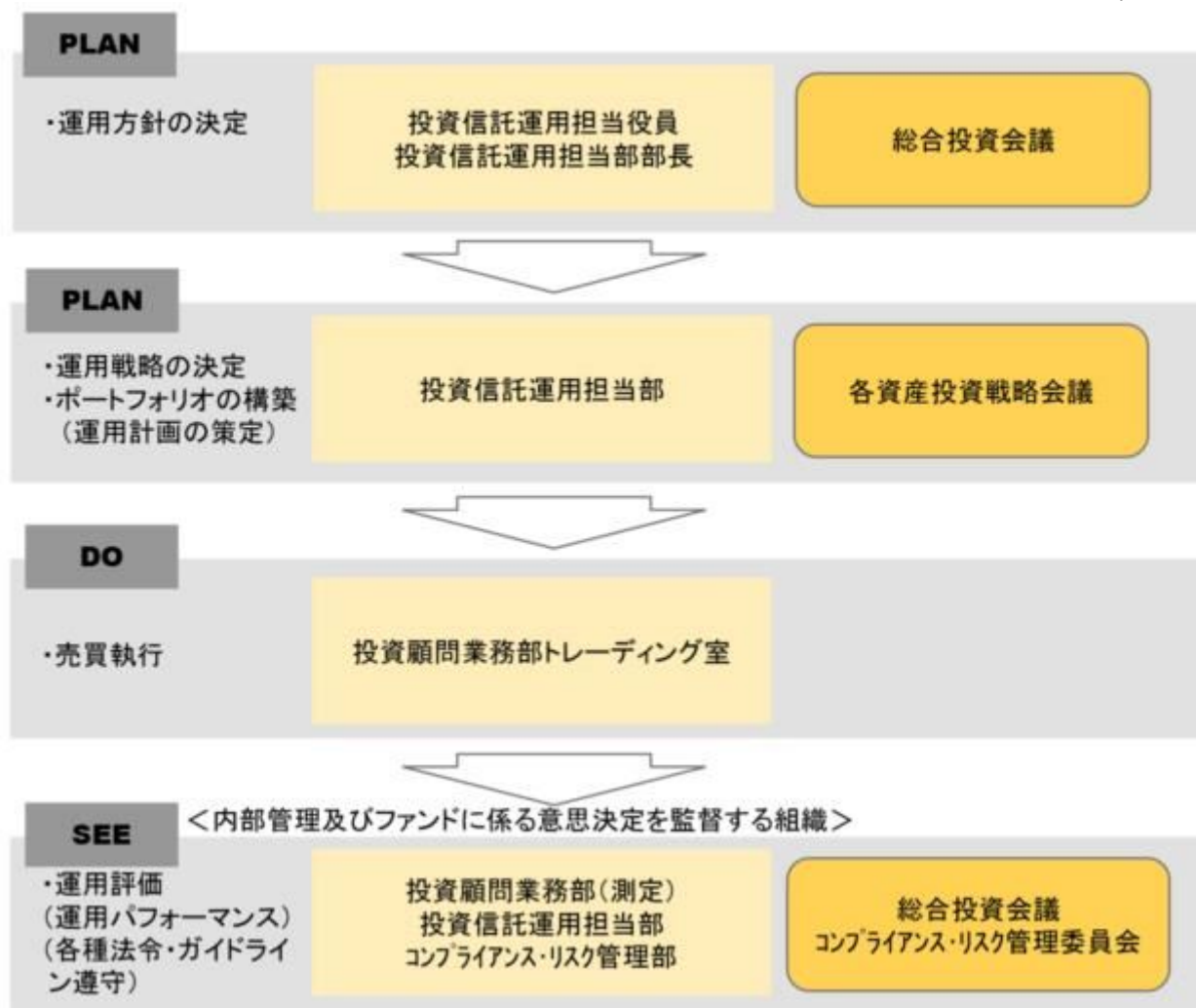
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2026年5月末現在、計291本（追加型株式投資信託177本、単位型株式投資信託83本、単位型公社債投資信託31本）であり、その純資産総額の合計は2,053,113百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			

流動資産				
1 現金・預金			4,269,903	4,762,020
2 前払費用			104,386	103,724
3 未収委託者報酬			1,826,714	2,232,967
4 未収運用受託報酬			1,177,062	3,399,152
5 その他			170,005	5,918
流動資産合計			7,548,072	10,503,783
固定資産				
1 有形固定資産				
（1）建物	1		3,997	5,163
（2）器具備品	1		86,858	137,462
有形固定資産合計			90,856	142,625
2 無形固定資産				
（1）電話加入権			4,535	4,535
無形固定資産合計			4,535	4,535
3 投資その他の資産				
（1）投資有価証券			880,236	1,210,218
（2）長期差入保証金			173,961	173,961
（3）繰延税金資産			423,116	477,685
（4）その他			30	30
投資その他の資産合計			1,477,345	1,861,894
固定資産合計			1,572,736	2,009,055
資産合計			9,120,808	12,512,839

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
1 預り金			9,211		7,307
2 未払金					
（1）未払手数料		628,983		737,903	
（2）その他未払金	2	323,996	952,980	290,746	1,028,649
3 未払費用			1,011,693		3,046,167
4 未払消費税等			-		413,209
5 未払法人税等			355,431		762,276
6 賞与引当金			199,137		209,649
7 役員賞与引当金			5,700		13,668
流動負債合計			2,534,153		5,480,929
固定負債					
1 退職給付引当金			278,036		304,363
2 資産除去債務			9,699		9,721
固定負債合計			287,735		314,085
負債合計			2,821,888		5,795,014
（純資産の部）					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
（1）資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
（1）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			4,249,144		4,587,617
利益剰余金合計			4,249,144		4,587,617
株主資本合計			6,212,424		6,550,897
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			86,495		166,927
評価・換算差額等合計			86,495		166,927
純資産合計			6,298,919		6,717,824
負債・純資産合計			9,120,808		12,512,839

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					

1	委託者報酬		9,303,999		10,038,987	
2	運用受託報酬		3,676,517	12,980,517	6,333,370	16,372,358
	営業費用					
1	支払手数料		3,656,749		3,657,391	
2	広告宣伝費		29,623		37,005	
3	公告費		470		200	
4	調査費		3,823,073		5,808,354	
(1)	調査費		1,574,634		1,564,427	
(2)	委託調査費		2,245,446		4,241,018	
(3)	図書費		2,992		2,908	
5	営業雑経費		151,565		152,928	
(1)	通信費		18,200		17,454	
(2)	印刷費		111,241		115,449	
(3)	諸会費		22,123	7,661,482	20,024	9,655,879
	一般管理費					
1	給料		1,871,844		1,945,461	
(1)	役員報酬		58,922		60,792	
(2)	給料・手当		1,554,708		1,605,828	
(3)	賞与		258,213		278,840	
2	福利厚生費		265,624		285,970	
3	交際費		16,599		16,889	
4	寄付金		3,330		2,000	
5	旅費交通費		34,315		40,756	
6	法人事業税		60,847		76,651	
7	租税公課		22,682		17,593	
8	不動産賃借料		219,845		218,486	
9	退職給付費用		99,690		106,714	
10	賞与引当金繰入		199,137		209,649	
11	役員賞与引当金繰入		5,700		13,668	
12	固定資産減価償却費		22,258		25,472	
13	諸経費		535,615	3,357,490	589,602	3,548,917
	営業利益			1,961,544		3,167,561
	営業外収益					
1	受取配当金		5,008		12,943	
2	受取利息		0		2	
3	有価証券売却益		-		11,556	
4	有価証券償還益		18,714		1,036	
5	為替差益		-		4,812	
6	保険配当金		927		1,871	
7	雑益		966	25,617	1,721	33,944
	営業外費用					
1	有価証券売却損		301		-	
2	為替差損		3,541		-	
3	事務過誤費		13,117		1,313	
4	雑損		58	17,017	9	1,323
	経常利益			1,970,144		3,200,182
	特別損失					
1	有価証券評価損		3,789		-	
2	固定資産除却損	1	-	3,789	217	217
	税引前当期純利益			1,966,355		3,199,964
	法人税・住民税及び事業税			672,903		1,053,081
	法人税等調整額			80,362		91,590
	当期純利益			1,373,813		2,238,472

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益				1,373,813	1,373,813	1,373,813
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						

当期変動額 合計	-	-	-	1,373,813	1,373,813	1,373,813
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	4,249,144	4,249,144	6,212,424

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365
当期変動額			
剰余金の配 当			
当期純利益			1,373,813
株主資本以 外の項目の 当期変動額 （純額）	6,259	6,259	6,259
当期変動額 合計	6,259	6,259	1,367,554
当期末残高	86,495	86,495	6,298,919

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	4,249,144	4,249,144	6,212,424
当期変動額						
剰余金の配当				1,900,000	1,900,000	1,900,000
当期純利益				2,238,472	2,238,472	2,238,472
株主資本以 外の項目の 当期変動額 （純額）						
当期変動額 合計	-	-	-	338,472	338,472	338,472
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	4,587,617	4,587,617	6,550,897

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	86,495	86,495	6,298,919
当期変動額			
剰余金の配 当			1,900,000
当期純利益			2,238,472
株主資本以 外の項目の 当期変動額 （純額）	80,431	80,431	80,431
当期変動額 合計	80,431	80,431	418,904
当期末残高	166,927	166,927	6,717,824

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めていている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

(2) 投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めていている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリース取引について資産・負債を計上する等の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定められました。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	109,313	109,948
器具備品	198,439	216,433

2 関係会社項目

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	-	217

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通 株式	1,900,000千円	78,887円	2025年3月31日	2025年5月30日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通 株式	1,900,000千円	78,887円	2025年3月31日	2025年5月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月28日 取締役会	普通 株式	2,100,000千円	87,191円	2026年3月31日	2026年5月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（ 2 ）	879,486	879,486	-
資産計	879,486	879,486	-

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（ 2 ）	1,209,468	1,209,468	-
資産計	1,209,468	1,209,468	-

(1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非上場株式	750	750

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	4,269,903	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,826,714	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,177,062	-	-	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	5,797	348,002	267,217	258,470
合計	7,279,477	348,002	267,217	258,470

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	4,762,020	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,232,967	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	3,399,152	-	-	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	9,981	726,699	64,215	408,573
合計	10,404,121	726,699	64,215	408,573

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	429,524	449,962	879,486
資産計	-	429,524	449,962	879,486

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	653,297	556,171	1,209,468

資産計	-	653,297	556,171	1,209,468
-----	---	---------	---------	-----------

注１．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

非上場投資信託は、委託会社から提示された基準価額によっており、レベル２又はレベル３の時価に分類しております。

注２．時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

（２）期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	301	301
その他有価証券評価差額金	2,815	2,815
購入、売却、発行及び決済		
購入	200,000	200,000
売却	9,699	9,699
発行	-	-
決済	-	-
レベル３の時価への振替	-	-
レベル３の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	449,962	449,962
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	449,962	449,962
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
その他有価証券評価差額金	106,208	106,208
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	-	-
発行	-	-
決済	-	-
レベル３の時価への振替	-	-
レベル３の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	556,171	556,171
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

（有価証券関係）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

４．その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	545,788	401,000	144,788
	小計	545,788	401,000	144,788
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	333,698	352,179	18,481
	小計	333,698	352,179	18,481
合計		879,486	753,179	126,307

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	717,391	459,740	257,651
	小計	717,391	459,740	257,651
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	492,077	505,968	13,891
	小計	492,077	505,968	13,891
合計		1,209,468	965,708	243,760

５．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	9,699	-	301
合計	9,699	-	301

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	101,556	11,556	-
合計	101,556	11,556	-

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	257,375	278,036
退職給付費用	49,146	51,180
退職給付の支払額	28,485	24,852
退職給付引当金の期末残高	278,036	304,363

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	278,036	304,363
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,036	304,363
退職給付引当金	278,036	304,363
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,036	304,363

（３）退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	49,146	51,180

３．確定拠出制度

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当社の確定拠出制度への要拠出額	43,907	46,390

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	189,581	224,930
繰延資産損金算入限度超過額	94,289	116,254
退職給付引当金	87,514	95,935
賞与引当金	60,975	66,081
未払事業税	21,580	41,919
未払金否認	9,142	9,376
その他	8,596	7,574
繰延税金資産 小計	471,677	562,069
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,522	4,334
評価性引当額 小計	5,522	4,334
繰延税金資産 合計	466,155	557,735

繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	39,812	76,833
株式譲渡損益	3,120	3,120
固定資産除去価額	107	97
繰延税金負債 合計	43,039	80,050
繰延税金資産の純額	423,116	477,685

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
期首残高	9,582	9,699
取得	-	-
時の経過による調整額	116	22
期末残高	9,699	9,721

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
投資信託事業（基本報酬）	9,178,614	9,261,563
投資信託事業（成功報酬）	125,385	777,423
投資顧問事業（基本報酬）	3,192,013	3,286,355
投資顧問事業（成功報酬）	484,504	3,047,015
合計	12,980,517	16,372,358

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,845,501

(関連当事者情報)

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払(注1)	1,002,331	未払手数料	247,773
同一の親会社を持つ会社	S O M P O リスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	0	リスクコンサルティング業	-	投資信託等に係る委託調査	投資信託等委託調査費の支払(注2)	197,617	未払費用	193,125

注1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンD証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払(注1)	1,148,467	未払手数料	314,249
同一の親会社を持つ会社	S O M P Oリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	0	リスクコンサルティング業	-	投資信託等に係る委託調査	投資信託等委託調査費の支払(注2)	202,016	未払費用	213,508

注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

S O M P Oホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2)重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	261,528.74	278,921.49
1株当たり当期純利益金額(円)	57,040.22	92,940.54

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(千円)	1,373,813	2,238,472
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,373,813	2,238,472
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

資本金の額

247,369百万円（2025年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額 : 51,000百万円（2025年3月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的 : 原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	54,323	
損保ジャパン D C 証券株式会社	3,000	
松井証券株式会社	11,945	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
楽天証券株式会社	19,495	

資本金の額は、2025年3月末現在

(3) 投資顧問会社

名称
 Colchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.
 資本金の額
 1 百万シンガポール・ドル（2026年5月末現在）
 事業の内容
 投資運用業を営んでいます。ソブリン債と為替に特化した運用を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社との投資一任契約に基づき、「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」に関して、公社債の運用指図および為替取引に係る権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙等に、ロゴマーク、キャッチコピー、図案、イラスト、写真、当ファンドの概略的性情格を表示する文言等を記載することがあります。
- 2．金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」という名称を使用することがあります。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 3．投資信託説明書（請求目論見書）の表紙あるいは裏表紙に、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書である旨を記載することがあります。
- 4．投資信託説明書（請求目論見書）の表紙に課税上の取扱いに関する記載をすることがあります。
- 5．目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
- 6．目論見書の表紙等に「金融商品取引業者登録番号」、「使用開始日」等を記載することがあります。
- 7．投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に信託約款を掲載することがあります。
- 8．目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 9．投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- 10．目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 11．目論見書の巻頭に、以下を記載することがあります。

ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、ターゲットイヤーに向けたみなさまの資産形成を応援するバランス型ファンドです。国内外の株式や債券へ分散投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用します。

ターゲットイヤーに向けて徐々にリスクを抑えた運用となるよう資産配分を変更していきます。資産配分の変更はファンドが自動的に行いますので、長期投資に適した投資信託です。

なお、ターゲットイヤー後は、リスクを抑えた安定運用を継続します。

SOMPOアセットマネジメント

独立監査人の監査報告書

2026年6月11日

S O M P Oアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大 場 康 生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているS O M P Oアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S O M P Oアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月9日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 徳 山 勇 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSOMPOターゲットイヤー・ファンド2065の2024年11月6日から2025年11月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065の2025年11月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S O M P Oアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月7日

S O M P O アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 徳 山 勇 樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS O M P O ターゲットイヤー・ファンド2065の2025年11月5日から2026年5月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2065の2026年5月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月5日から2026年5月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S O M P O アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性

及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S O M P Oアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。